

平成 28 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 9 回定例会 12月 6 日 開 会
12月12日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 28 年 12 月 7 日（水曜日）

第 9 回南三陸町議会定例会会議録

（第 2 日目）

平成28年12月7日（水曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

出席議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君

会計管理者兼出納室長	芳賀俊幸君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携推進室長	檀浦現利君
管財課長	仲村孝二君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	三浦浩君
環境対策課長	小山雅彦君
産業振興課長	高橋一清君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐久間三津也君
建設課長	三浦孝君
建設課技術参事 (漁集・漁集事業担当)	宮里憲一君
危機管理課長	佐藤修一君
復興事業推進課長	糟谷克吉君
復興市街地整備課長	小原田満男君
上下水道事業所長	及川明君
総合支所長兼 地域生活課長	阿部修治君
公立志津川病院事務長	佐々木三郎君
総務課長補佐	大森隆市君
総務課主幹兼財政係長	佐々木一之君
教育委員会部局	
教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	菅原義明君
生涯学習課長	阿部明広君
監査委員会部局	
代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	佐藤孝志君
選挙管理委員会部局	

書記長 三浦清隆君
農業委員会部局
事務局長 佐久間三津也君

事務局職員出席者

事務局長 佐藤孝志
総務係長 畠山貴博
兼議事調査係長

議事日程 第2号

平成28年12月7日(水曜日)

午前10時00分 開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 一般質問
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。本日もよろしく申し上げます。

初めに、総務課長より議案関係参考資料の差し替え及び追加について発言したい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） おはようございます。

朝一に各議員の議場に議案関係参考資料とあります159号に係る資料、164号に係る資料、それぞれ個票で2枚用意させていただいております。議案関係参考資料その2に係るものがございます。159号については、データに不備がございましたので改めて差し替えということをお願いいたします。お手数をかけまして大変申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。それと、164号に係る分については、追加という資料でございますので、あわせて議案審議の際にご利用いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。

ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において14番三浦清人君、15番山内孝樹君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告2番、及川幸子君の一般質問2件のうち1件が終了しておりますので、2件目の町営住宅について自席での一問一答方式による発言を許します。及川幸子君。

〔3番 及川幸子君 登壇〕

○3番（及川幸子君） 3番及川です。それでは、きのうに引き続きまして自席より2点目について町営住宅、これは災害復興住宅も含めますが、次の4点についてご質問いたします。

まず、1点目。住宅料の滞納について。

2点目、コミュニティーづくりについて。

3点目、入居基準について。

4点目、管理体系と責任について。お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

まず、1点目のご質問でございますが、住宅料金の滞納の状況についてであります。

平成22年度以前の町営住宅使用料及び駐車場使用料の滞納分については本年6月の定例議会におきまして、震災により関係資料が流失したことにより債務者及び債務内訳の特定が困難であることから権利放棄の議決をいただき、不納欠損の処分をいたしております。

平成23年度以降の滞納額については、本年度分も含めて平成28年10月末現在約320万円ということになっております。住宅使用料及び駐車場使用料の徴収義務につきましては、現在宮城県住宅供給公社に委託しております。滞納分が発生している入居者に対しては、督促状の発送及び定期的な訪問による催告を行って滞納の解消に努めているところであります。今後につきましても、新たな滞納発生防止、過年度分の滞納の解消を図るために住宅供給公社と連携を密にしていきたいと考えております。

次に、2点目のご質問、コミュニティーづくりについてでございますが、災害公営住宅への入居後の入居者同士のコミュニティー形成及び共同利用施設維持管理等のため入居開始後の早い時期に管理自治会設立を目指してきており、平成27年度までに入居開始となった住宅では全て自治会の立ち上げが完了がいたしております。今年度入居開始となった住宅では志津川東復興住宅1、2街区において12月1日に自治会が設立をされております。今後も、入居済みの住宅も含め、入居開始後早期の自治会設立を進めるとともに、自治会のコミュニティー活動推進に対し関係機関の協力も得ながら継続して支援を行っていききたいと考えております。

3点目のご質問、入居基準についてでございますが、公営住宅の入居要件といたしましては、公営住宅法における所得要件、住宅困窮要件が規定されております。さらに、町営住宅条例で同居親族がいること、町税等の滞納がないこと、暴力団員でないことを要件として定めております。

これに対し、災害公営住宅は被災者に対し住宅を供給することにより居住の安定を図ることを目的に整備をいたしているものでありまして、入居要件といたしましては、東日本大震災により滅失した住宅に居住していた方で、現に住宅に困窮している場合には入居が可能で所得要件及び同居親族要件は必要がないということにされております。

次に、4点目のご質問、管理体系と責任についてであります。公営住宅の管理につきましては災害公営住宅の管理開始による管理戸数の増加等の理由から、平成26年度より宮城県住宅供給公社と管理代行に係る協定を締結し管理を委託しております。

管理委託する業務については、町営住宅条例において公社に行わせる権限を規定し、毎年度基本協定、年度協定を締結しており一部の業務を除き住宅の入居から退去までの業務を委託しております。双方の責任の所在につきましては、基本協定書の中でリスク分担に関して取り決めそれぞれが負う責任を明確にしており、緊急時の対応につきましては双方が協力して迅速な対応を行うということになってございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） まず、1点目ですね。住宅の滞納について。これは不納欠損処分をしたというのを覚えております、私も。それからして、今の時期320万円の滞納が発生しているということなんですけれども、その内訳をお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 既存の町営住宅におきまして約240万円、災害公営住宅におきまして約80万円、合わせて320万円という内容になってございます。

このうち、災害公営住宅につきましては28年度、本年度でございますけれども、約56万円ほどの滞納が発生しているということで本年度になって急に増加をしているという状況にございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今年度になって急に56万円ですか、80万円のうち。今までの分、震災前の分は不納欠損した。多額の不納欠損しております。そしてまたここに来てこのような80万円もの滞納があるということとはどのようなためなのか。住宅公社に任せているというものの、このような額が出てきたということについて、どのように分析しておりますか。わかっている範囲でお答えください。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 既存の住宅も災害公営住宅もそうなんですけれども、特定の住宅の特定の方が滞納をしているという状況にございます。特に多いのが2つの団地に、失礼しました。災害公営住宅につきましては2つの団地でほぼ8割方滞納。既存の住宅におきましてもある特定の1カ所の団地において240万円のうち160万円が滞納されているということございまして、いずれ滞納なれしているという言い方は不適切でございますけれども、そのよ

うな状況になっているのかなと考えてございます。

当然、一度、月の家計の中で住宅料支払わないで生活してしまうと、それでなれてしまうということなので、基本的には入居してすぐ、その月々に応じて滞納があったらすかさず解消に努めていくことが重要だと考えております。

残念ながら今滞納している方は、町営住宅に関しましては震災以前からの方が見受けられます。災害公営住宅につきましては、多分入居当初、26年に入谷と名足、27年度末に伊里前ということでございますけれども、一番最初の段階で滞納が発生しますとそのまま引き続いてやられているという状況が見受けられます。今後につきましては、長期の滞納を繰り返している方を重点的に解消に努めていくことが必要だと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 住宅公社と協定しているからそこにばかり頼むのではなくて、そういう固定した人であれば震災前からそうだったというのであれば、やはり毎月職員の方が出向いてそこは払ってもらうような努力をしていただきたいと思います。

それから、災害公営住宅につきましては名足と入谷ということで入った時点からだと言われるんですけれども、多分私の想定するには年金暮らしの方かなと思われるんです。今後もそういう方はご夫婦2人で入っていれば2人の年金で生活できるので払える可能性がある。お一人の場合はなかなか1人の年金では、国民年金の場合は6万円から7万円いかないのではないかなと思うんですけれども、そういう中で生活していくということは今年金でも最低の金額家賃は6,000円ぐらいかと思われるんです。それに共益費といいますと、1万円以上の住宅費が払われて生活するにも緩くない、病院にも行けない環境のもとで暮らしている人たちかなと思われるんですけれども、そういう人のために町としてそこから今あいている仮設に移ってもらって生活するという方法も一つの方法かと思われますけれども、その点、どのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 一般的に申しますと、今おっしゃるように年金暮らしの人が滞納すると思われるんですが、実際はそうではなくてそういう方たちは逆にきちんと納入しております。それ以外の方が滞納しているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうすると、働いていても住宅料を未納にするという方だと思います。働いているのであればそこをきちんと払ってもらうように、公社にだけ任せないでそこは足

を運んで、毎月でも足を運んでそういうことのないように努力をさせていただきたいと思います。

時間も大分押してきています。次の2点目のコミュニティーづくりですけれども、仮設から復興住宅へ移りコミュニティーが崩れているがその要因を把握していると思いますが、どのような対策を考えているのか。このことについては町長は先々より心配しておりましたのでお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） コミュニティー形成につきましては再三壊れていくということで、今ついの住みかにお入りいただいて新しいコミュニティーをつくらなければいけないという状況の中で、先ほど答弁をさせていただきましたが、それぞれの団地等含めて自治会の結成がなされておりますので、その中で一定程度のコミュニティーの作り方がいよいよ本格的にスタートしていくと認識はしてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 自治会ができるとそれは解消されるのでないかという町長のご答弁でしたけれども、今まで支援員さんが回っていた分、各公営住宅におかれましては支援員さん数名がそのまま張りついているようなんですけれども、その辺の情報、これは社協さんのほうでかかわっていると思われまますけれども、今の住宅のつくりですと大きなドアがあってなかなかコミュニティーをつくりづらい、そういう住宅になっています。1カ所で鍵がありますから、なかなかよそからうちからも出づらい、入りづらい住宅環境になっておりますけれども、社協からの支援員さんの、住宅からのこういうことがありましたという情報はどのように捉えられて保健福祉課に届いているのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 自治会が結成されて解消するというだけでなく、まずもってコミュニティーを形成するための土台づくりというのが自治会だと思いますので、やっとスタートラインに立つのが自治会の結成と認識をしてございますので、そこはひとつご理解をいただきたいと思います。なお、具体の取り組みについては保健福祉課長から答弁をさせます。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 支援員さんにつきましては定期的に被災者支援係、課の健康増進係等と連絡を取り合いながら仮設住宅及び災害公営住宅に入居されている方々の情報については把握してございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 戸建ての自治会ができて、戸建ての自立再建の人たちは近く、近場のうちがあってそれぞれの班によってコミュニティーがつくられていきやすいんですけども、心配されるのは住宅に入って孤立してしまうということなんです。ある新聞には孤立化防止にミニコミ紙などということで、投票箱を置いて悩み事とか心配事をそれぞれ投票箱に入れてもらうという工夫されている町もございます。そうした取り組み、何らかの取り組みを考えているのかどうか。考えているのであればお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず、災害公営住宅にお入りになっている方々で自主的にコミュニティーづくりを取り組んでいる方々もいらっしゃいます。前の仮設住宅にお入りになっていた際に、皆さんが朝ラジオ体操を行っているという仮設住宅の方々がいらっしゃいましたが、その方々、新しく災害公営住宅にお入りになって、今、朝ラジオ体操に皆さんのコミュニティーづくりをしていらっしゃるというケースもございますので、そういったいろいろなさまざまな地域でどのようにコミュニティーをつくるかということ、いろいろさまざま模索をしているということ。そこは我々としても大変評価をしていると思っています。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 実例といたしましては、支援員さん、生活支援員さんがそういった機会を見て情報提供を行いながらコミュニティーづくりが進むような取り組みは行っておりますし、自主的に新しく老人クラブ等も結成されている状況でございますので、なおそういった取り組みが活発になるような支援を続けてまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 元気に暮らしているということは、朝のラジオ体操、皆さんが集まる場所には出てくる方は心配ないんですね。心配なのはラジオ体操にも来ない、みんなの集まる場所にも来ない、そういうひとり暮らしの方が何人ほどおられるのか把握していますでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 実数といたしまして何名という把握はしてございませんが、特に気になる方につきましては訪問の回数をふやすとか、そういった取り組みは行っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 個人的にそういう取り組みをしていかなきゃないと思いますので、今後ともそういうところは抜きなく、入りました、孤独死ができましたということのないように、その辺を力を入れていただきたいと思います。

3つ目です。きのうの同僚議員の質問にもありましたが、空き住宅についてです。被災者関係なく一般の方も入居可能との説明でしたが、今後滞納されている方について。それと滞納者、要するに低所得者に対して仮設、空き仮設をしていくのも一つの方法かなというのは家賃が復興住宅に入ると家賃、共益費が発生したダブルで払わなきゃないという問題も出てきます。ある仮設、今残っている仮設を低コストで例えば2,000円とか3,000円で貸していくということが考えられるのかどうか。お聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 仮設住宅の存続期間が一応限定をされております。多分、長期になりますと町が譲渡を受けて新たにそういう人たちに貸しつけるということになるろうかと思えます。残念ながら、今の仮設住宅につきましては、被災者のための仮設住宅ということで建築確認等をとっておりますので、新たに当初目的外に使用するとすると改めて建築確認の取り直し、基礎工等の作り直しが必要になってくるかと思えます。コスト面を考えていきますと新たに別棟を建てたのときほど遜色がない金額がかかりますので、大変もったいない気はするんですが、実質的なコストの面を考えるとなかなか難しいかなと考えております。

逆に、先ほど議員がおっしゃったとおり、お一人でお住まいで国民年金等をもって生活している方、当然いるわけでございますけれども、今よりも10年後、現在特別減免をしておりますので6,000円という言い方をしていますが、家賃が、本来家賃は約2万円程度でございますので、逆に言うと10年後を見据えた政策が必要になってくるんだろうと思ってございます。いずれ、7万円のうち2万円が家賃、共益費も合わせて2万5,000円程度が家賃、住居費でなくなるということを想定したときに何が必要かと。一つの考えは生活保護もある程度は念頭に置きながら考えていかざるを得ないと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 10年後というと大分年金受給者もふえてきていますので、相当の人数の方たちが、年金暮らしの方が町営住宅に入る割合になってくるのかなと思いますけれども、今の仮設を基礎を、目的外を変えらるれば当然基礎も必要に、今は仮設ですから基礎もしなきゃならないということは十分承知ですけれども、今の建物に基礎をして、基礎だけでやっていくという方法もあるかと思われるんですけれども、それにしても建てたほうが割安に

なるのか。私は素人なので、建築の部分まではわからないんですけども、既存の建物を使うという方法、基礎だけをつけて使うという方法は考えられないのでしょうか。お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） そのほか、基礎だけ以外の規制もございますので、建物と建物の間の距離とか、そういう問題もございます。

町の人口が減少していくということは前々から言われておりますけれども、その中でよく見ていただきたいのが少子高齢化と言われておりまして、高齢者の数がふえるという誤解があるようでございますけれども、町の人口推計からいくと高齢者の数は今が逆に言うとピークでございます。子供も減りますけれども、高齢者も減っていくと人口推計で出ております。ですから、今の高齢者が中心に災害公営住宅に入居しておりますけれども、逆に高齢者もだんだん減っていくということが考えられますので、逆に今ではなくて10年後の状態がどうかを考えながら今の政策を考えていく必要があると考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 人口推計でいく、出るというお話なんですけれども、10年後には例えば今の60代が70代になるわけですね。そうすると、減っていくとおっしゃいますけれども、私はふえていくのかなという思いがあるんですけども、そこは理解不十分なんですけれども、単純に言うと10年後にふえていく、100歳の、90以上の方が亡くなっていく、その割合のほうが多いのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 推計上のお話ですけども、高齢者の人口のピークはここ二、三年と推計をされております。四、五年後にはどんどん減っていくという状況でございますので、災害公営住宅に入居されている方は今は高齢者の方が入居しているということで、10年後に今55歳の方が65歳になったから改めて災害公営住宅に入居するかというと、それは多分持ち家がある方は入居しないんだろうと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） これ以上住宅に入る方がないという意味と捉えますけれども、沼田の西団地もこれから入るわけですけども、何百人という方が入りますけれども、推定されるのは年金暮らしの方が多いと思われましてけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） お一人お一人の年齢等、まだ私、確認をしておりませんので、一般的に言えば高齢者の方が多いんだろうと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それでは、私としてはこれからひとり年金暮らしの方が家賃の滞納などを心配したわけですが、これからはそういう人たちがきちんと払っているから滞納のここの80万円はふえても100万円程度。このような状態で28年度50万円という極端な滞納はないものと解してよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 50万円につきましては入谷、名足、伊里前、戸倉復興住宅の4団地での数字でございますので、当然団地数がふえれば滞納もふえるだろうと考えております。供給公社ともいろいろ話はしているんですが、高齢者が滞納する場合のパターンというのが、何か不幸があって急な出費があったと、そのためにその月の住宅料がお支払いできなかったということで一旦それで支払いしなくて済むと次の月からもしなくなるということなので、高齢者の場合は最初の1カ月滞納した次の月の対応が多分重要なんだろうと考えております。ですので、お一人お一人どういう理由で滞納しているかチェックしながら、特に高齢者の場合はそういうことが十分考えられますので、1回目の滞納があったとき、その次の月にしっかりフォローしてあげる必要があると考えています。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ということは、今後も滞納の額がふえてくるという予測はされるものと思います。そうした場合、今は住宅公社に任せている、委託しているという状況なんですけれども、職員数が足りないということはわかりますけれども、この辺にもっと力を注いで入居時にちゃんと説明して滞納があった方の次の月の早目に引きおろしならないのにならないような努力をしていただきたいと思います。

時間ももうないんですけれども、もう一つはこの間の地震のときの災害のときふぐあいが起きたということが伊里前の団地なんですけれども、受水槽のタンクのセンサーが揺れて水がとまって3時間ほど水が出なくなったということがありますけれども、そういうところの連携といいますか、今住宅公社に委託していると言いましたけれども、その人が連絡して町に連絡して職員に連絡してまた行ってという連携がうまくいかなかったからとかかったと思うんですけれども、そうではなくてすぐに自治会なりその団地に住んでいるどなたかがあけてみるとか、そういう人たちとの連携、それはどのようになっているかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 滞納の関係でお話をさせていただきますが、住宅供給公社に全てに任せているということだけではなくて、町職員も滞納の件については取り組んでいるということでもひとつご理解いただきたいと思ひますし、再三再四にわたっての町の徴収になかなか応じていただけないという場合については最終的には裁判所から支払督促を出していただくということも含めて滞納の問題については取り組んでいきたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） この間の地震では、受水槽の緊急遮断弁が働いたということで供給ができなくなったということがございます。住宅のふぐあいにつきましては、24時間供給公社に連絡をすれば対応できるようなシステムになってございます。ただ、残念ながら入居者の皆さん、そちらに電話するよりも役所に電話したほうが早いということでおおむね役場に電話が来ているというケースが多くございます。

そうしますと、役場からまた各業者さんに手配をするという状況でございますので、もう一度入居者の皆さんに緊急時の連絡の仕方ということをご説明する必要があるかなと考えております。

ただ、マニュアルはそうですけれども、本当の緊急のときは近くにいる役場の職員や役場にご連絡いただくことも一つの手かなと考えております。

○議長（星 喜美男君） 以上で、及川幸子君の一般質問を終わります。

通告3番、今野雄紀君。質問件名、1 町民バスの運営等の改善について、2 図書館・図書室の充実について、3 震災祈念公園について、以上3件について一問一答方式による今野雄紀君の登壇発言を許します。6番今野雄紀君。

〔6番 今野雄紀君 登壇〕

○6番（今野雄紀君） 議長の許可を得ましたので、質問件数3件目のうち1件目質問させていただきます。

いつもは、変な前置きを述べさせていただいているのですが、今回はけさアワビの開口で考えるいとまがありませんでした。きのうのすごい風、けさは打って変わって開口日和のなぎでした。しかしながら、本日の私の釣果は恥ずかしながらトップシークレットとさせていただきます、質問に入らせていただきます。

第1点目、質問の相手としまして、町長。質問事項、町民バスの運営等の見直しや改善について。質問の要旨とといたしましては、地域公共交通会議の機能について。運賃の見直し等

について。路線の変更計画について。以上、壇上より質問させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、今野議員のご質問。町民バスの運営等の改善についてお答えをさせていただきます。

1点目の地域公共交通会議の機能についてであります。当該会議は地域の需要に対応した乗り合い輸送サービスの提供を図れるように地域の関係者による合意形成を図れる場として道路運送法の規定により設置しております。町民バスにおける町全体の運行ルートやダイヤ、運賃の妥当性、バスだけではなく他の輸送手段との競合性、公共交通空白地帯の対応策などといった地域の公共交通のあり方を総合的に協議する機関であります。

次に、運賃の見直しについてお答えしますが、本年4月から有料化へと移行し8カ月が経過をしておりますが、有料化への移行から現在まで特に大きな問題もなく、また本年7月に実施しました利用者の意識調査アンケートにおきましては、運賃の設定額が安いまたは妥当であると思う方が58%、高いと思う方が32%という結果が出ております。さらに、有料化に伴う利用頻度の影響については、ふえたという方が17%、変わらないという方が56%、減ったという方が14%という結果でありました。

運賃の見直しにつきましては、頻繁に変更することは利用者だけでなく運行事業者の混乱も招くことが懸念されることから、ある程度まとまった期間で見直すことが最良だと考えておりますので、継続的なアンケートの実施による利用者や町民の意見、地域公共交通会議での議論などを踏まえながら、中長期的な視点で検討してまいりたいと考えております。

最後に、路線の変更についてであります。町の復興事業が全て完了していない復興道半ばの状況下において今はまだ最終形態での運行形態ではないことから、現在の運行形態は試験運行の段階と捉えております。今後は防集団地や災害公営住宅の整備完了に伴う仮設住宅の集約化、市街地整備の各種事業の進展も加速しますことから、公共交通利用者の求める停車地や運行ルートのニーズは変化するものと考えておりますので、路線変更するタイミングや利用者、町民のニーズを的確に変更して、より一層BRTとの連携向上を図りながら利便性の高い公共交通網の整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 順を追って質問させていただきます。

最初に、地域公共交通会議の説明があったんですけども、最近どのような形で開かれているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 交通会議は基本的に年度に1回ということで開催してございます。今年度はまだ開催はしてございません。その開催の趣旨につきましては、ただいま町長が申し上げましたとおり、公共交通のあり方を総合的に探るという意味でございますので今後もそういう方向で開催していくという予定でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 年に1回ということですが、最近というか直近でいつ開催になったのか、そこだけ確認させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） ことし2月でございます。内容は有料化に伴う内容の検討でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） ことし2月ということでわかりました。そこで、委員の名簿、私、名簿いただいたんですけれども、住民代表というか、そういった方たちの役割も大切だと思うんですけれども、そういった形で、先ほど町長、アンケートの答弁があったんですけれども、住民の声が委員、会議の中で反映されているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 基本的には、アンケートを実施いたしますとその概要をまとめまして各委員の方々に会議の中でご提示をするということになってございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 実は今回の質問に際して県内、会議の、ネット等で見せていただいたんですけれども、議事録が載っている町も何件かありましたので、今後当町でもそのような形で皆さん見られるような形になるのかどうか、そういった考えがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 当町は、震災の影響もあって、平成19年にこの会議の要綱を立ち上げましたが、その後は開催をすることができなかったという復興の現状がございました。2年前から始めましたので、ただそのバスの運行のあり方も復興の途上ということで非常に不規則な運行ということになってございます。議事録で町民の方々にあるいは外の方々に会議の内容を報告するという事は大きな作業ではないのですけれども、頻繁に交通状況が変わ

っているということからまず安全に車を走らせるというところに集中をしていきたいと思
いますので、議事録についての発信はこれから事務的なことなので検討していきたいと思
っています。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） じゃあ、そこは検討していただきたいと思います。

そこで、アンケートの件なんですけれども、多分当町では年1回とっていると思うんです
が、それに対する先ほど町長のいろいろなデータのあれが出たと思うんですけれども、私
アンケートをとる場合、先ほどの前議員の質問の中にもあったんですけれども、例
えば町民全部に配布してやるのもいいんですけれども、利用者の声を直接聞くという
形でのアンケートというんですか、常時バスの中に利用した方たちでアンケートとい
うか、よくファミレスとかお店にあるような車内に、タクシーもそうなんですけれど
も、利用者の生の声を集めておく必要があるのではないかと思います、そういった声
を当町でまとめて会議の際に住民代表ではなくて利用者の声としても、もんでい
ただく必要性もあるんじゃないかと思うんですけれども、車内、バスの中でのアン
ケートとか利用者の声とかそういった形での要望を集めることを考えられないのか
どうか伺いたと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどお答えしたアンケートの結果は、利用者の方々のアン
ケートの結果です。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 補足いたします。

今回のアンケートにつきましては車内で全ての乗客の方々に調査票を配布させてい
ただいたところでございます。回収の方法につきましては実際に車の中で回収をしたり
あるいは役場などに回収箱を設置してございましたので、そういう方法になっており
ます。したがって、利用者の声がストレートに反映されたアンケートになっている
と思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 私の勘違いです。済みません。

そこで、アンケートなんですけれども、常時声を聞くようにできないのかどうか。今
もアンケート用紙みたいなのが車内にあるのか。そこを確認させていただきたいと思
います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 常時利用者の声を聞くアンケートということはいたし
てございませ

んが、公共交通会議の下の組織で公共交通の研究会というのをつくってございます。これは年数回定例的にやるんですが、この研究会の構成メンバーはバス事業者、実際には運転手の方々とか町とかバスの運行する部分の直接的にかかわっている方々から、生の声でそういうものを吸い上げているということでございますので、個別に日常的にアンケートをとっているということではございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 私、今回初めて研究会というのを知ったんですけれども、先ほど町長の答弁もあったんですが、こういった会議は、例えば今復興のさなか、年に1度ではなく今のこの期間だけでも2度3度とおちつくまで開く必要があると思うんですが、そういった部分に関して年1回で大丈夫なのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 道路と河川のインフラが整備になりませんとバス路線の安定化というところはなかなか見えてきづらいものですので、やはり公共交通会議については年に1度程度で当分の間は十分かなと。しかも、やはり参集範囲が広い、国県にまたがっておりますので、年に2回、3回開いても結局道路環境とかそういうルートの方がさま変わりするという状況ではございませんので、年1回程度ということで考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） それでは、公共交通会議についてはわかりました。

2番目に移ります。料金の見直し等について伺いたいと思います。

先ほど、町長答弁あったんですけれども、高いというのが32%ということでしたけれども、私が聞くところではほとんどの人が高いというイメージを受けているものですから、それはなぜかと申しますと乗り継ぐと200円が400円、400円が600円、往復すると400円、800円、1,200円と、そういう料金体系なので今後もう少し見直す必要があるんじゃないかと思うんですけれども、そこのところはどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今野雄紀議員は32%の方とお話をしたと思いますが、基本的に先ほどお話ししましたように、約6割の方々が妥当だという判断をいただいているわけでございますので、現状としてはこの料金体系で進めたいと思いますし、先ほども答弁しましたように、中長期的にはどういう形態がいいのか、どれくらいの設定にすればいいのかということについては会議の中で決定していくということになりますので、現状としてはこういう形で進め

たいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 町長、現状ではこのように進めたいということですがけれども、なかなか近隣の、比較しても仕方ないのかもしれないですが、登米とか石巻はワンコイン、100円で統一になっているもので、それに比べるとどうしても割高に感じてしまうんじゃないかという思いがあります。そこで、せめて見直してほしいのが初乗りというか100円、200円、300円などに見直す必要があるんじゃないかと思うんですけれども。そこはいろいろな財政面での負担もあると思うんですが、どういった形で100円乗り等に見直しはできないのか。先ほど町長答弁見直す必要がないようなことでありますけれども、もう一度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、財政の話になりましたので、財政の観点からお話をさせていただきますが、現在運行状態の中で今3社に契約をしてございますが、年間約8,800万円かかってございます。運賃収入としては1,000万円でございますので、今復興基金等含めて国の補助制度を使ってございます。これが切れます、切れる時期がきます。その際に、どのようにバスを運行するかという、大変財政も含めて検討していかなければならない。安いには越したことはないというのは今野議員のおっしゃるとおりでございますが、しかしながら半面、我々としては財政面をどうするかということも含めながら運賃設定を考えていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、財政面で金額的なものも町長から答弁ありました。そこでいろいろな議員の提言もあるんですけれども、私もふるさと納税等の寄附金とか、そういったものの指定にして安くした分の穴埋め等というか、地域の足は大切なものですので、そういったことに使えないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） ふるさと納税の趣旨は、不足する財源の穴埋めのためという趣旨で寄附をされるのではなくて、南三陸町が総合計画などで何を中心にやっているんでしょうか、あるいはこれから何をやろうとしているのか。そういうことにご関心をお寄せいただいている方に応援をしてもらおうという趣旨で頂戴をするものだと思っておりますので、穴埋めのふるさと納税の寄附を使うということは現状は考えてございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

- 6番（今野雄紀君） 今、課長の不足する財源の穴埋めという答弁がありましたけれども、捉え方によってはそうも捉えられるんでしょうけれども、もう一方の見方としては市民の足を確保する上で利便性の向上というんですか、暮らしやすくするためのお金の使い方、そういう捉え方はできないのかどうか伺いたいと思います。
- 議長（星 喜美男君） 企画課長。
- 企画課長（阿部俊光君） そういう部分であれば、極端に言えば一般財源を投入することは当然考えられますし、基金はほかにも10種類くらいございますので、そういう財源をいろいろ組み合わせながらやっていくという方法は考えられます。
- 議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。
- 6番（今野雄紀君） 運賃見直しの2つ目としまして、以前もこういった話が出たんですけれども、子供料金の設定についてそういった要望があるのかというか、私のほうには32%の中の人たちが大分届いているものですから子供料金設定への検討というか見直しは考えられるのかどうか伺いたいと思います。
- 議長（星 喜美男君） 企画課長。
- 企画課長（阿部俊光君） いずれ、スクールバスへの対応も当然考えなければなりません。そういった中で実際に今市民バスを利用している方々から子供料金半額という声も正直ございますので、いろいろな組み合わせを考えながらやっていくという必要はあるかと思いますが、当分今の料金水準というものは維持をしていきたいと思いますが、いずれどこかのタイミングで料金の改定といいますか、区分の変更といいますか、そういうものは必ず検討しなければならないときがやってまいりますので、そのときまでに考え方をしっかり整理をしていきたいと思います。
- 議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。
- 6番（今野雄紀君） まだ考えられないということですが、これも予算的なこととなりますけれども、子育て支援に、よく1億円近くぐらいの予算が組まれている中、担当の課じゃなくてももう少し課を広げて先ほどスクールバスの件もありましたが、小中高あたりまで割り引くことも、やり方によっては可能なんじゃないかと思うんですけれども、今後のスクールバスとの点も兼ね合わせた場合に、そういった取り組みも今のうちからしておく必要があると思うんですけれども、そのようなお考えというか状況はどうか伺いたいと思います。
- 議長（星 喜美男君） 企画課長。
- 企画課長（阿部俊光君） 志津川高校の魅力化の懇談会が行われまして、具体的などころまで

はいきませんでしたけれども、よその町から志津川高校に生徒さんをお呼びするという場合はバスの輸送手段あるいは料金等でも何らかの差別化を図るということも、町にとっては必要な政策ではないかという意見も出ましたので、これから各課と検討していく中でそういう方向性もまるきりないとは言えないと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） そういった子供料金の設定等も、今の答弁ですとおいそれとできないようですが、なるべく迅速というか早目に検討していただきたいと思います。

次に、3点目の路線の変更計画についてなんですけれども、先ほど答弁では試験的な運行と捉えているという答弁がありました。それによってニーズの変化等も対応しているということですが、この前波伝谷のバス停あたりは見直されたようなんですけれどもどのようなタイミングで今後路線等を見直していくのか、高台移転等への対応として伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず、先ほど来お話ししていますように、志津川市街地の観点でいえば、さんさん商店街等あるいは防集の団地が完成する、あるいは戸倉地区でいえば398号線が完全に復活するといえますか、完成するという状況を見据えた中での最終形に落ちつくんだらうと思いますが、現時点としては残念ながら復興途上ということでございますので、試験的な運行という表現をさせていただきましたが、暫定という形の中での運行になっているということになります。

したがって、繰り返しで大変恐縮ですが、最終形で団地も含めて完成をした場合にそういった運行、本来というか本格的な運行形態になると認識をしています。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 将来完成形に近づけるという町長の答弁なんですけれども、実際防集、高台などに移転も始まっていて、その人たちの不安というか声がいっぱい聞こえてきます。ですから、もう少し暫定というのはわかりますけれども、暫定の頻度というんですか、それをもう少し増してほしいとか、しょっちゅう変わるというあれではなくて、何ていうんですか、なるべく早目に対応してほしいとか、それは例えば変更になっても暫定ということになるんでしょうけれども、移った方たちの不安というんですか、そういったことを取り除くのも必要だと思うんですけれども、そこはどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 最終形といいましても、今の運行ルートが大きく変わるということは私はないと思っているんです。例えば変わるといえば停留所がどうするとかあるいはちょっとした路線が新しくできた路線の中にバスが入っていくということがあるかと思いますが、かといってそれが町民バスがなくなるということは決してございませんので、今、今野議員がおっしゃっている不安というのがどういう部分を指して不安と言っているのかお聞かせいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時13分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので休憩前に引き続き会議を開きます。

今野雄紀君の一般質問を続行いたします。今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 高台移転等の路線の変更についてなんですけれども、そこでどういったことを懸念しているかといいますと、先ほど町長から3割の方の意見を聞いたという答弁がありました。本来ならば、住民代表として選ばれた議員もより多くいろいろな声を吸い上げる、そしてそれを議会に届けるという必要もあると思った半面、どうしても限りがあるんですが、そこで先ほどアンケートという言葉を使いましたけれども、より住民の意見というか要望を吸い上げる方策も必要じゃないかと思えます。

実際利用している方たちの意見、先ほど伺いましたけれども、高台移転となりますけれども、新たな場所での生活、そうすると当然バスの今まで使わなかったものを使う必要性がえてして出てきます。特に、テレビ等でも言っているような高齢の方の免許の返上みたいな状況もこれからふえてくると思いますので、そういった方たちの利用等を含めより利便性を増していく必要があると思いますので、そこで私が思ったのは実際利用している方たちの意見も大切でしょうけれども、新しく形成されつつあるコミュニティーに対してより多く意見、要望を吸い上げるには広報を配布する際にピンポイントのように、例えば中央団地だったら中央団地、区長さんをお願いするわけでしょうけれども、そういった方の配る分だけに何らかの用紙を折り込むことも考えられるんじゃないかと思うんですけれども、新しくできたコミュニティーに対する意見要望はそういった形でも吸い上げられると思うんですが、そういったことが可能なのかどうか伺います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） ちょっと難しいご質問なのかなと思っておりましたが、やはり利用者の声の聞き方の回数を上げるとかペースを上げることももちろん大事かなと思うんですが、逆に町側としては何を聞きたいのかということをもう少しわかりやすい示し方も必要かなと。

例えば、長くなって恐縮なんですけど、高台を全部回ったら今と比べて時間がどれくらいかかるのか。寺浜を出ましたと。全部の高台を回りました。BRTの戸倉の駅までどれくらいのタイムラグがあるのか。逆に、それに伴ってバスの運行の経費がどのくらいかかるのか。そうすると、単純に補助がなくなったとしたらバスの料金は1人当たりこれくらいになるんですがというようなある程度わかりやすい材料もそろえながら聞くということも必要かなと思っています。

高齢者の免許返戻なんですけど、震災後一番最初に公共交通会議が復活したときにその話出ました。バスの利用促進ということよりもやはり警察当局からすれば交通事故を抑止する、生命財産を守るという観点からできれば、もし町民の方で免許返納する方がいれば町民バスで独自の制度をつくっていただければという声も寄せられておりましたので、そこは前向きに考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 頻繁に意見をあれするという事なんですけれども、もう一度だけ伺いたいと思います。今回、こういったバスに関する意見、要望なんですけれども、常時、例えばバスとか交通関係じゃなくていろんな要望、意見等を吸い上げる方策として、先ほど申しましたように町で発行する広報に後払い式みたいなはがきをとじ込む、昔10年、20年前雑誌等の懸賞であったんですけれども、ああいったスタイルでより多くの声を吸い上げるということではできないのか、考える意見を収集する上でできないのか。そうすることによってより身近な問題等を住民の方たちが解決でき、福祉の向上につながるのではないかと思いますので、そのようなことができないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） バスでなくて、それに限らず政策全般に関する町民の声を目安箱のような形で聞くというのを日常的にできないかということでございますので、そこはできないということはないと思いますが、これから新しい行政組織を再編していく中で、そういう体制整備を含めて考えていきたいと思っています。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 路線変更に関して、先ほど課長、タイムラグ等いろいろ運行経路についてありましたけれども、実際それをしている見直し方なんですけれども、実は聞くところによると頻繁にできない理由としてKCSと委託先のバス会社さんと町の方たちが一応やっているわけ、担当しているんでしょうけれども、そういったシステムにもあるんじゃないかと思うんですが、その件に関してはうまくいっているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 基本的には、当課からKCSに指示を出してございますので、うまくいっているということだと思います。高台移転の団地全てを一旦バスのスピードで走らしたらどれくらいかかるのか、町内20地区28団地全部回れということで業者には指示をしてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 町からKCSにそういった指示をしているということなんですけれども、これは聞きにくいというか、あれなんですけれども、実は担当している町の職員の方が1年交代でそれも派遣の職員が担当しているという話も聞きましたので、より身近な住民の足ですので、地理に詳しいというか、なるべくならば復興から5年もたっているのでせめて身近な事業に対しては派遣の方が仕事ができないというんじゃないんですけれども、なるべくプロパーの方を担当させる必要があるんじゃないかと思いますが、その件に関して今後どのようにして見ているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 当然、派遣職員はそれなりのスキルを持った職員全てを受け入れてございますし、プロパーの職員だからといって町内全ての道路網を頭にたたき込んでいるわけではございませんので、業務としてしっかりバス路線の整備、運行形態を含めた形で業務に携わっているわけですから、私はその心配はしていないと思ってございます。

ただ、いずれ復興事業が終わりまして、当然プロパーだけの職員にいずれは切りかわっていくわけですから、その段階においては当然当町の職員のみで業務を全て担っていくという形になります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、課長より答弁ありましたがけれども、私繰り返しますけれども、何も派遣の方が仕事ができないというんじゃなくて本当に住民の方が困っているといったら変なんですけれども、不安に思っている事業に関してはなるべく地理に詳しい方をそれも1年交

代にならない形で担当させていただければと思います。

路線変更に際しては最後、指定管理先が変更になりましてドライバーも2種という形になりましたので、そのことによってかつて質問した経緯もある部分的でいいのでフリー区間の導入はできないかという可能性について最後伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） フリー区間、フリー乗降、そこは今野議員も多分御存じかと思いますが、例えば入谷とか比較的交通量が少なく復興関連の車両もないというところであればという位置づけになっているようであります。ただ、現状はまだやはり工事関係車両が錯綜しておりますので、難しいかなと。フリー乗降にしますと、入谷だけでやってしまったときに、入谷を走るバスはいつどこでバスがとまるかわからないということもございますので、町民だけでなく町内に宅急便だとか郵便配達だとかさまざまな事業者がお入りになるわけですので、そういう方々への安全啓発も含めて相当な準備期間が要るものかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 最後なんですけれども、フリー区間やってできないのか。やればいいのか、何らかの規制がかかってできないのか。それとただいまの答弁のように全てフリー区間じゃなくてバス停とフリー区間のハイブリッドと申しますか、そういう形でもできないのかどうか、そこだけ伺って1件目の質問を終わらせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 今、一番問題というか大事なのはお客様の安全だと思ってございますので、まず安全性を大前提に考えて、そこであとは費用の問題、もろもろを考慮した上で、そこまでしてもフリー区間を導入することが妥当だという環境条件がそろえばそれは検討をするということにはなるとは思いますけれども、さまざまな条件を具備するまでにはまだ時間がかかるかなと思ってございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 1件目終わったつもりなんですけれども、最後に答弁要らないので、先ほど免許の返納もありましたので話もしましたけれども、買い物をした場合に帰り足という高齢のひとり暮らしの方がふえている中でそういった配慮も例えば目の前に家があって通過してしばらくしてバス停にとまってという状況もえてしていっぱいあるみたいなので、今後フリー区間についても前向きに検討していただきたいと思います。

続いて、2件目の質問に入らせていただきます。

2件目の質問の相手として町長と教育長。質問の事項、図書館・図書室の充実についてということで伺いたいと思います。要旨といたしましては、1件目戸倉公民館図書室の利便性について。2件目は入谷公民館図書室の利活用の状況について。3番目は電子図書の導入の可能性について伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 今野雄紀議員のご質問、図書館・図書室の充実についてお答えさせていただきます。

1点目の戸倉公民館図書室の利便性についてでございますが、戸倉公民館については本年10月から開館しており、議員ご承知のとおり、旧戸倉中学校校舎を改修した施設でございますが、図書室については書籍の編成はしておりますが、部屋としては校舎として利用していた当時のまま使用しております。開館後の利用については、事務室を窓口として貸し出し及び返却などの対応をしているところでございます。

次に、2点目の入谷公民館図書室の利活用についてでございますが、これまでも公民館事業の活動時における図書の事業や図書の貸し出し、返却などを行っているところではあります。図書室スペースに限りがあることから多くの書籍を常時備えているわけではなく、不便をおかけしている部分もあるかと思われま。

公民館図書室は身近な読書施設として大切な役割を果たしており、幅広い世代間交流の場であることから、今後はさらに新図書館との連携を密にして公民館図書室の利用増進につながる活動に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、3点目の電子図書の導入についてでございますが、結論から申し上げますと現時点において導入の予定はございません。まずは、電子図書の普及が国内公共図書館において非常に低いこと。次に、システム環境整備が不透明なこと、電子提供されている図書の種類が少ないこと、著作権者との承諾などの契約が必要なこと、資料の保存ができないことなど多くの課題が挙げられます。

しかし、加速化するインターネット社会において公共図書館でも電子図書の普及が進み、利用者ニーズが上がることは想定されますが、まずは電子図書の導入をする必要があるか。導入事例等を精査した上で今後電子図書サービスを検討していく必要があると考えています。

ご質問の図書館・図書室の充実につきましては、これから建設する生涯学習センターの図書館を拠点としまして定期的な各公民館図書室の蔵書の入れかえや蔵書検索システムを活用し

た連携を図るとともに、必要な図書の配置について随時対応してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 1点目、戸倉公民館図書室の利便性についてということなんですけれども、2つの方向というか角度から伺いたいと思います。

一つはハード面での図書室の利便性についてなんですけれども、実は私も利用させていただいたんですけれども、それと公民館に改装する前にもこの議場で述べさせていただいた経緯があるんですが、先ほど教育長から答弁があって校舎のままというか、同じ場所に図書室を整備しました。それは2階なんですよね。2階に図書室があるということはとても利便性からすると使いづらいというか、なおかつ職員でもいけばいいんでしょうけれども、いないまま2階に上がっていくというか、それが大変不自然でもありますので、事務室の脇というか上り口のほう、2つ会議室が前日行ったときに間もなく机が入るということでお聞きしたんですけれども、その2つの会議室を何らかの形で図書室に変更できないか。そうすることによってより利便性が増して管理も事務室の隣なのでより簡単だと思うんですけれども、もちろん公民館は図書室がメインであるわけではないんですけれども、今のうちでしたらそういった形の改修も費用も余りかからずできると思うんですが、その点に関して伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 戸倉公民館なんですけれども、災害復旧事業で直した施設でございますので利用が限定されるということでございます。これから改修となりますとまた経費もかかりますので現状のままで当分活用させていただきたいと考えております。2階の利用なんですけれども、もともとあったところですので、そのまま使うという、先ほどの災害復旧と関係しますのでそういう形になったことでございます。

それから、使いづらいという部分なんですけれども、入り口の隣に情報コーナーというところがございますので、そちらに新聞とか雑誌等は置くような形にして利用していただく方向で考えたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 災害復旧ということで課長から答弁がありましたけれども、学校として災害復旧したわけじゃないので公民館として災害復旧したので、場所がそこに限定されるということは縛りがなかったんじゃないかと思うんですけれども、その点に関してもう一度伺

いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 災害復旧事業で承認をいただいた形で復旧しておりますので、現状の中で変更するということはできないということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 私がお聞きしたかったのは、図書室だった部分を必ず図書室として公民館として復旧しなければいけなかったのかということをお聞きしているんですけども。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 1階に図書室はなかったので復旧はしなくてもよかったのではないかと考えますけれども。（「明確な答弁できるのは。建設課長か」の声あり）（「時計とめてもらえたら。時計とめてもらうようだ」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

午前11時36分 休憩

午前11時37分 開議

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 災害復旧事業の基本なんですけれども、現状復旧ということであるものは使うという形になると思います。元どおりにする中で使えるものは使っていくということですので、もともとあるものを使わないで新しくまた作り直すということは考え方としてないということで、査定の際にそういう場合ですと省かれてしまうということになると思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかったようなわからないような。時間があれなので先に。

そこで私が伺いたいのは、災害復旧であそこの場所に図書室を設置したわけなんですけれども、私が行ってみてつくる前にも言ったように、1階の2部屋を壁を少しだけ抜けば簡単に図書室になるんじゃないかという、そういう私の簡単は行政上は縛り等いろいろあって簡単じゃないというのも再三私も勉強させてきてもらっていますけれども、このことに関してはどうしても譲れないものですから1階に移せるんじゃないかと思うんですけどもそこは移せないのか。例えば本箱等に移すだけで事足りるんじゃないかと思うんですけども、そう

いった形でのハード面での移動はできるのか。できてできるのか、それともそういった必要はないのか伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 正対したお答えになるかわかりませんが、戸倉公民館は公民館としての機能が必要でございます。その公民館の中に1室に図書室をつくらせていただいているわけですので、ですから、全体的な公民館の機能を考えたときに図書室の位置というものを考えていかなくてならないということで現在2階に、今野議員さんおっしゃれば利便性がよくないということなんですけれども、旧戸倉中学校時代の図書室をそのまま使わせていただいたということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 1階に移せば移せるのかというところの答弁を伺いたしたいと思います。

そこで、今の教育長の答弁なんですけれどもそこはそこでわかったんですが、私思っているのはかつての歌津公民館のような、子供たちが例えば今仮設のあるグラウンドをどのようになるのかわからないですけれども、遊びに来た場合に簡単に、1階ですと外にも小さいこれぐらいのドアがありますので、そこから入って行って閲覧というか利用ができるんじゃないかと思う。そういう将来的な使いでというんですか、もちろん公民館ですので、図書室は公民館機能の一部だということは認識しているの質問なんですけれども、そういうことも含めて1階に移す可能性といったことをお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 教育長に対する質問でございますけれども、補助事業の一般的な性格として今回災害復旧事業として認定を受けて施設整備を行いました。当然、既存の施設をうまく使ってということで2階にある図書室を開設したと思うんですけれども、今野議員のお話ですと1階に移すことはできないわけではないと思いますが、その際当然会計検査が入ってまいりまして施設の補助の目的どおり使っていないとなると図書館部分の補助金の返還で済むか、全体の補助金の返還を求められるか。いずれそういった形でペナルティーを科されると思いますので、軽々に2階から1階へ移動することはなかなか難しいんじゃないかと思っています。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の課長の答弁ですと、目的に使っているというけれども、図書室として同じに使うのだったらその目的にはかなっていると思うんですけれども、場所がだめなだ

けでだめなのか、多分検査員だか検査官も同じ目的で使うなら多分利便性等をアピールしていけば十分可能だと思うんですけども、そこはそういったことでかばねをやまないで向かっていくという姿勢を見せていただきたいと思いますんですけども。

そこでどうしても使えないというんでしたら、私実は別の答弁を予想していたんですけども、例えばかつて公民館を改装するときいろいろな目的で使うための一つとしてボランティア団体の事務室みたいなところにも貸す予定という経緯がありましたので、ほかの事業者に貸すという動きは現在のところあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 先ほど、2階の蔵書につきましてもともと図書室だったものですから、子供たちがゆっくり遊んで寝て見られるようなスペースがございますので、そちらで基本的に利用していただきたいと思いますんですけども、館内であれば2階から1階に持ってきて読む分には問題ないかと思うんですけども。

先ほどお話ししたんですけども、新聞とか雑誌コーナーを情報コーナーでございいただくという部分については問題ないかと思います。

それから、NPOなんですけれども今のところお話しはございませんで、利用するとなれば貸館という形になるかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 貸館にするのでしたら、今回図書館と離れるんですけども、1階が使えないというんでしたらより有効的に利用する方策の一つとして、例えばなんですけれども漁協の支所さんに声をかけてみるとか、郵便局のATMの設置等に声をかけてみるということもより有効に使う方策の一つだと思って、その方面もより検討していただきたいと思います。

最後、戸倉公民館図書室について伺いたいのは、私返却した際に10月からの利用数、貸し出し数なんですけれども、60前後だったんですけども、その貸し出し状況は利用予測としてはどのような、順調なのか少ないのかそこだけ伺っておきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 昨年のBMあるいは図書室の利用なんですけれども全体で1年間通じて100冊程度だったものですから、2カ月でそれぐらいというのは利用されているほうだと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） では、2つ目の入谷公民館図書室の利活用について伺いたいと思います。

不便をかけているということで答弁いただきましたけれども、入谷公民館、これまで幾度となく改修してきました。震災当時、志津川地区の唯一の公民館として多大な活躍と申しますか利活用してきたわけですが、そのご褒美というわけじゃないんですが、もうそろそろ全面改修といいますか、建てかえるタイミングが近いんじゃないかと私個人的には思っているんですけれども、そう思える中今のうちから図書室の利活用の促進をしていく必要があるんじゃないかと思しますので、そのことに関して伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 確かに、今野議員さんおっしゃるように、入谷公民館が果たした役割は非常に大だと思っております。老朽化ということで今後建物そのものが古くなってきているかなと思っております。そこで新しく生涯学習センターができますので、そこが生涯学習センターとの連携を図りながら入谷公民館の図書室の狭さをそちらとの連携で何とかカバーしていきたいと考えております。（「建てかえに関して……」の声あり）（「ちょっと待って」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今年度耐震診断をさせていただきました。その結果を報告しながらご説明したいと思います。

耐震基準が変わる前に実は入谷図書館の建設が始まっておりまして完成をしています。本来であれば旧耐震基準で建てていると思われるんですが、どうもそのときの設計は新しい耐震基準を前提に設計されておりますので、耐震的には問題がないという結果になってございます。老朽化の一つの目安として、コンクリートはアルカリ性なのでアルカリ性のうちは十分対応できるということで、中性化がどのくらい進んでいるかということでそれも調査をさせていただきました。結果的には数ミリ程度の中性化ということで建物はまだ十分使えるという結果が出ましたので、すぐに建てかえということには多分ならないかと考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 入谷公民館図書室について最後の質問なんですけれども、最近の貸し出し冊数、最近のデータとしてありましたら伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 平成27年度は32冊でございます。今年度は11月までで70冊ほどの貸し出しになっています。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。

3番目の電子図書について伺いたいと思います。教育長の答弁では、いろいろシステム及び電子化になっている書籍が少ないと答弁ありましたがけれども、私も今回こういった折に調べてみましたら電子図書に関しても2つの、いろいろなスタイルがあるのかもしれないですけども、2つのスタイルがあるみたいです。ネットで各家庭でパソコンなどで借りられるスタイル、あともう一つは図書館から図書室でもいいんですけども、専用の無線LANで届く範囲、館内、図書室なり図書館内、外でもうちでも庭でもそういった利用できるスタイルもあるようです。そういったことを考えると導入もしやすいんじゃないかと思いますので。

実際ある中では電子書籍図書館推進協議会というのがあるみたいでして、現在の図書館は時間、距離の制約、高齢者、障害者、子育て中のさまざまな理由により来館が困難な利用者に対して高度なサービスを提供することができるという趣になっていました。そこで、電子図書に関しては今後広まっていくと思うんですけども、もう一度だけ取り組み状況というか考えについて伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 今回の定例議会で今野雄紀議員さんより電子図書の質問がありました。実は、正直言いますと私も電子図書については全然不勉強でよくわからないのが実態でございました。それで私なりにちょっと調べたんですけども、電子図書を導入した際にいろんな設備の充実等含めてかなりお金がかかるということと、先ほど答弁しましたけれども、著作権の問題とかさまざまございます。それから全国で公立図書館等でどの程度の普及率があるのかということ調べてみました。そうしたら、3.9%というかなり低い普及率です。

したがって、今後もう少し勉強させていただいて導入について検討していきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 私も教育長と同じように電子図書とかほとんど見ないというか昔ながらのかたぎでして、ところが今回こういう形で質問させていただきました。ちなみに、先月ですと上山市で専門の電子図書館ができたようです。東北でも何件かありまして、そういう形で徐々に進みつつはあるんですけども、今回若い人を含め子供たちが携帯を初めタブレットが日常として利用されている今の時代、紙と活字からの、本ではなくてITを通して本を読むことによって、例えばきのうの新聞なんですけれども、広がるPISA型教育というこ

とで日本の15歳、読解力の課題、理数系、化学と数学は過去最高の成績だったということなんですけれども72カ国の地域の15歳が参加し、読解力4位から8位。文章や資料から情報を読み取り論理立てて自分の考えを記述する、そういうことに少し劣ってきているということでした。情報を読み解き言葉にする力で課題が浮かび、スマートフォンでインターネットを利用する時間がふえている中、筋立った長い文章を読む機会をふやすために今後徐々にではあるんでしょうけれども、図書館、図書室での電子図書の利活用も必要じゃないかと思いません。

そこで、きのう教育長に述べていただいた力強い理念、知徳体のバランスのとれた教育環境の整備ということでそのうちの知と徳を磨くことにより効果的になり得る図書館、図書室の利用促進が私は必要だと思うんですけれども、今後電子図書を含め図書室、図書館を利用促進に対する教育長の考えというか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 今、今野議員がお話しなさいました日本の子供たちの読解力が落ちているという話、新聞等で私も読ませていただきました。確かに、本を読むことによって読解力を高めていくというのはそのとおりだと思います。

実は、今年度から町の図書館主催の事業の一つとして、昨年度まで読書感想文コンクールがあったんですけれども、ことしはそれを取りやめまして調べる活動ということで町内の子供たちを対象に調べるコンクールをしました。これは自分の興味のあるものについてとことん調べてそれをまとめてそれに出すということで大変すばらしいものがたくさん出まして、これが小学生が調べたことなのかとびっくりするような内容も出ました。そういうことを通して、図書館の利用。

それから各学校では多読賞といいまして一番子供たちが本を読むというか、そういう子供たちに賞を出すというか、そういう活動を通していわゆる読む活動、図書館を利用する、図書室を利用することによって読解力を高めていくという活動もしております。

議員おっしゃるように、子供たちの知徳の部分については今後なお一層取り組んでいきたいなと思っています。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 次、3件中……

○議長（星 喜美男君） ちょっとお待ちください。

ここで昼食のための休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

午前 1 1時 5 7分 休憩

午後 1時 0 9分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

今野雄紀君の一般質問を続行します。今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 3件目に移らせていただきます。

質問の相手、町長。質問事項、震災祈念公園についてということで何点か伺いたいと思います。1点目公園の設計変更の可能性について。2番目歌津地区における追悼の場の計画について。3番目戸倉地区における同じく追悼の場の計画について。以上、要旨として3点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災祈念公園についてお答えさせていただきます。

1点目の公園設計変更であります。震災復興祈念公園につきましては昨年12月に整備案の住民説明会を開催した後、志津川地区まちづくり協議会や説明会でのご意見、要望を踏まえて今年度に設計を行っております。10月5日にはこの設計の内容について住民説明会を開催いたしているところであります。

10月説明会の主な内容といたしましてはこれまでの検討経緯と今後の流れ、公園の位置づけやテーマ、昨年の説明会での意見、要望に対する対応策、設計方針と今後の進め方についてご説明いたしました。

震災復興祈念公園につきましては、追悼、継承、感謝、そして未来を創造する協働の場となることをテーマに、津波襲来時に逃げおくれた方々の一時避難地となる築山と震災の記憶を風化させることなく次世代に受け継ぐための広場と未来の森を整備することとしております。整備内容について、昨年の説明会から変更した部分を含めてより詳細な部分を詰めており、整備内容の主な部分といたしましては災害時の避難誘導サインの設置、築山頂上部に緊急使用のテント配備、地域の自生種を活用した植栽などをご説明しております。

今後につきましては、10月説明会及びまちづくり協議会において今回の説明に対しおおむねご理解をいただいたことから、町といたしましては必要な場所から整備をしてまいりたい所存であります。

次に、2点目の歌津地区における追悼の場の計画、3点目の戸倉地区における追悼の場の計

画についてであります、以前に私もお話をさせていただきましたが、町といたしましてはそれぞれの地区におきまして震災で犠牲となられた方々に対し、手を合わせる場所の整備について考えていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、町長より答弁ありました。いろいろ説明会その他等での意見を聞いたということであれなんですけれども、実は私もその説明会におくればせながら伺って教授が帰る時間が迫っていて半分も質問できなかったんですけれども、そこでそのときの内容は当局も御存じだと思いますので割愛させていただきます、今回一般質問終了後に議案としても出ていますが、最後のあがきではないんですけれども、設計変更について質問させていただきます。

実は、私で何でこのようなあれしたのか、ようやく12月初めに新聞記事なんですけれども、小さな記事が載っていました。タイトルが大川小慰霊碑移設の要望ということで石巻市が震災遺構とする方針の大川小学校についての小さな記事でした。保存計画を話し合う3回目の会議ということだったんですけれども、市として初めて校舎一体の整備案を示したということです。そこで慰霊碑の場所を慰霊、鎮魂エリアとしたのに対し、住民からは別の場所に慰霊碑を移し遺構と切り離すように求める声が出たということです。そこで、整備案では被災した姿で残る2階建ての旧校舎と倒れた渡り廊下、体育館跡を震災遺構エリアに、津波で命を落とした児童、教職員らの慰霊碑が立つ校庭側は慰霊、鎮魂エリアと位置づけたということでした。それに対して、静かな慰霊を望む遺族や住民からは、見学者が来ない場所に慰霊碑を移して2つのエリアの入り口を分けてほしいなどといった要望が出たそうです。

そこで、私も静かに慰霊を望む立場で今回質問させていただきます。当然、こういった段階まで来て震災遺構と祈念公園を切り離してほしいと言っても、もう手おくれだと思いますので、お伺いしたいのは名簿安置モニュメントということを計画していますけれども、これは慰霊碑がわりになるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 名簿を納めるモニュメントでございますが、今公園の設計の中で計画してございますのは築山頂上部に石碑を設ける（「わかっていますので端的に慰霊碑がわりになるかならないかの答弁をお願いします」の声あり）震災復興祈念公園でございますので、自然災害で亡くなった方の名簿を納めて今回の東日本大震災だけじゃなくてその前の津波被害等もありますので、そういう方たちの名簿を納めて手を合わせる場所と

いうものを考えてございます。（「答弁」の声あり）慰霊碑という位置づけで考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 慰霊碑がわりということで計画されているわけですが、実はモニュメントが、私言いたいのは全て石づくりで計画になっているみたいですが、いつ防災庁舎が取り壊される状況だかわからない今、取り壊された後のデザインも設計の中に示されたみたいですが、半永久的に残る石ではなくて朽ちて後世の人たちに託すべき木質でモニュメントをつくるべきではないかと思うんですが、それは本当に設計された方の言うレジリエンス復元性、それも意味含めて成り立つのではないかと思います、その点に関して伺いたいんですが、木質の中橋、公園のモニュメントも木質でこそ木質でやってトータルなデザインというか、そういったものもあらわす必要があるんじゃないかと思っておりますので、もし木質を使うのであれば当町で今認証をとったF S C材でつくるべきではないかと思うんですが、こういった設計に関してどのような対処ができるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） モニュメントについて木質でできないかということでございますが、震災復興祈念公園は追悼、継承、感謝、創造、協働ということで震災の記憶と教訓を風化させることなく次世代に受け継いでいきたいという思いもございまして、将来的に朽ち果てるようなものではなく石で後世に残るものを現地に残したいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 私は逆で震災以降も姿を変える中で、朽ちて新たにつくるつくらないを次世代に託すというか、そういうことも私は大切だと。そうすることによって逆に風化を防ぐ役割を果たすんじゃないかと思うんですが、そういった考えに対してはやはり半永久的な石でつくるという考えが大切なのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今野議員がいろいろさまざまな思いがあつてこちら側にご質問をいただいているわけですが、従来からこの問題につきましてはさまざまな方々のご意見を伺いながらということで進めてまいりました。ご案内のとおり、住民説明会2回、まちづくり協議会の説明会2回、4回積み重ねてまいりまして、一定の方向性ということでいただいて今回の

設計、最終的な形になったと認識してございますので、今、今野議員のお話のことについてはそれはそれとして受けとめさせていただきますが、我々とすればこれまで4回も積み重ねてきた住民皆さん方の思いということもしっかり受けとめなければいけない立場でございますので、そこはご理解をいただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、町長の答弁のあった住民説明会、まちづくり協議会でもんできたということなんですけれども、まちづくり協議会自体も町でつくるあれなので志津川地区に限定する必要はなかったんじゃないかという思いがしているわけなんですけれども、その点に関しては町長、どのように、全町的な意見というか集約できたかという自負があるかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まちづくり協議会さんだけでなく住民説明会については全町ということでございますので、とりわけ志津川地区だけということではございませんので、そこはひとつ誤解のないようお願い申し上げたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） そのようでしたら、もう少し、まちづくり協議会さんぐらいと同じような回数を開くべきだったのではないかと私は思っていますのでその件に関して聞いておきました。

そこで、時間のなかった説明会では慰霊碑というかその部分なんですけれども、私その説明会では八幡神社でもいいのではないかと伝えたわけなんですけれども、もし築山に建てないんですしたら今後海水浴場が整備予定の荒島、あそこに八幡神社の末社があるわけなんですけれども、そういった場所に静かに慰霊、追悼、そして鎮魂の場としてふさわしいのではないかと思うんですけれども、そういった場所に慰霊碑等を建てて築山等から遥拝する形で慰霊することも考えられると思うんですけれども、政教分離の縛りもあるでしょうけれども、そういったことは検討できないのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いろいろな個人個人の思いはさまざまです。今、荒島というお話、私から言えば突拍子もないというか突然のお話でございますので、そういうお話をまちづくり協議会も含め多分どなたもそういうお話、議論をしてこなかったらろうと思います。今、この議場で突然に荒島と言われましても、ああそうですかというわけに、なかなか我々としては

まいりません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 突然、町長もこの場では返答できないと思いますけれども、町長、返答できないなりにもそういった案に対してどのような思いを持つか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今の荒島の状況を鑑みれば、あそこに人が上がっていくということについてはお年寄りの方、子供たち、上がっていきません。したがって、そういう場所にとすることは全く私としては考えられないと思っています。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） それでわかりました。

次に、設計に関してなんですけれども、回遊動線ということで説明がありました。果たして、設計者が意図したように新しい商店街から汐見橋、祈念公園、そして中橋、商店街で戻ってくるといった流れで設計しているようなんですけれども、新しい商店街から果たしてそのような回遊になるのかどうか、当局どのように見ているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 町としては隈研吾先生にグランドデザインというものを提案いただきました。それを実現するため、道の駅とか中橋、汐見橋は国道45号ですけども、対岸には祈念公園というものを設定してございますので歩く人はそれぞれですので、歩く人、歩かない人といういろいろあるでしょうけれども、そこにたどり着くような動線は確保してございますので、歩いてもらえるものなのかなと思ってございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 歩く人歩かない人それぞれということなんですけれども、そこで伺いたいのはもしそこで回遊動線を使うとか、そのとおりになる場合に例えば今現在仮設の商店街がありますけれども、観光バス等が多く寄っているわけなんですけれども、大体観光バスの商店街における平均的な滞在時間というのは何分ぐらいなのかもしつかんでいたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） ちょっとお答えできるようなところまで承知しかねます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 簡単だと思うんですけれども、観光バスはルートを設定して来ているの

で、当事者の商店街ではもちろん担当の課もそれぐらいつかんでいて不思議ではないと思います。

つかんでいないということなので、話を先に進めさせていただくと、回遊動線をするには果たして観光バス等いろいろな個人の客もあるんでしょうけれども、時間がどうなのかという思いがありまして時間がないなら多分回遊動線じゃなくて逆の商店街から中橋、祈念公園、そして動線としてはまた中橋、商店街、帰ってくるようなイメージが私はしてならないものですから、そこで伺いたいのはそういった思いからやはり静かに追悼、あれする場ではないような形だと思われるので設計変更が必要じゃないかと思います。

次に、2点目なんですけれども、歌津地区への計画はあるかということで聞いたんですけれども、今回URへ委託した祈念公園の約7億8,000万円の予算があったわけなんですけれども、これを歌津地区及び戸倉地区に振り分けるというか、そういったことは事業としては1つの事業なんだろうけれども、予算的なものは見積もれなかったのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の予算につきましては、震災復興祈念公園ということで地域の予算ということでございますので、それをほかに振り分けるということは復興庁としては認めないということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 1つの事業ですから、認めないということはわかるんですけれども、各歌津地区戸倉地区にもそれなりの公園、祈る場所をつくる際にはそういった予算化はどういった形でできるのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この予算につきましては町単費しかございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 単費ということでわかりました。単費を予算つく可能性は近々あるのかどうか、そこだけ伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 予算がつく前にどの場所にどんなものをつくるかということのほうが先決だと思っておりますので、いずれそういったものをどこの場所にどのようにするのかということについてはこちらで検討させていただきたい。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 最後になるんですけれども、検討する際に今回の復興祈念公園で志津川地区のまちづくり協議会の方たちが何度も検討なさったように、同じく歌津地区、戸倉地区でもそのようなまちづくり協議会さんがあるのでそういった場で検討していただきたいと思います。

確認なんですけれども、11月25日、戸倉地区まちづくり協議会の総会というか、いろんなあれがあったみたいなんですけれども、その場でこういった慰霊の場の必要性等が出たかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 担当がお邪魔はしておりますけれども、その報告についてはまだ私は受けておりません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） そこを確認の上、できるだけというかなるべく静かな場で慰霊のできるような慰霊碑といった形を望んで質問を終わらせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 以上で、今野雄紀君の一般質問を終わります。

通告4番佐藤正明君。質問件名、復旧した漁港施設について。2緊急時にでも対応できる道路網整備について。以上2件について、一問一答方式による佐藤正明君の登壇発言を許します。2番佐藤正明君。

〔2番 佐藤正明君 登壇〕

○2番（佐藤正明君） ただいま、議長の許可を得ましたので、2番佐藤は登壇より一般質問に臨みます。

通告1件目、質問の相手は町長になります。質問事項、復旧した漁港施設について。質問要旨は、震災から5年9カ月が過ぎようとしております。震災直後から漁業を営む方々の生活を支える漁港施設の整備が始まりました。職員の方々や地域の皆様のご努力で各漁港の施設である物揚げ場、船揚げ場、防波堤などはほぼ完了状況にあります。しかしながら、完了した物揚げ場、船揚げ場では作業の不便な状況が発生していることや工事の進捗状況と今後の対策について次のとおり伺います。

1つ、物揚げ場では干潮時の乗船や荷揚げが大変な状態であり、対応を考えては。

2、船揚げ場は先端の捨て石が露出し船が揚げられない状況であり、対応を考えているか。

3、かさ上げされた防波堤、波浪時の越波対策を考えては。

4、計画されている防波堤工事の進捗状況と工事の完了時期を伺う。

以上、登壇からの質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、佐藤正明議員の1件目のご質問。復旧した漁港施設についてお答えさせていただきたいと思えます。

1点目のご質問、物揚げ場では干潮時の乗船や荷揚げが大変な状態であり、対応の考えはどうかということではありますが、本町では東日本大震災により被災した町管理の19漁港のうち17漁港が物揚げ場を設置しております。そのうち、16漁港においては復旧をほぼ完了しております。

国土地理院のGPSによる当町志津川での観測結果では震災直後、平成23年3月12日での沈下量に対し、平成28年3月では35センチメートルの累積隆起が認められており、これにより復旧整備しかさ上げた物揚げ場が隆起相当分高くなったものと考えております。これは当町のみならず被災地全ての問題であり、宮城県初め水産庁でもその対策について検討を始めているところであり、その方針を見きわめつつ当町といたしましては基幹産業である水産業の安全で安心な漁業活動のためタラップの設置など、国県等の指示援助をいただきながらその対応を進めていきたいと考えております。

次に、2点目の船揚げ場先端部の捨て石が露出し、船が揚げられない状況であり対応を考えているかということについてであります。基本的には1点目と同様であります。船揚げ場によっては先端部をかさ上げせずに施工した災害復旧工事箇所もあり、さらには震災以前よりその高さに多少の違い等もあることから、地元の意向も確認しながらその対応を進めていきたいと考えております。

次に、3点目のかさ上げされた防波堤、波浪時の越波対策を考えてはありますが、東日本大震災後当町漁港関係事業においては災害復旧事業を優先に進めてまいりました。災害復旧事業に際しては、震災前の原形復旧が基本でありますので今後の越波対策については国県の補助事業であります農山漁村交付金事業など、いわゆる通常漁港事業を導入して整備する必要があります。このようなことから、今後は町の財政面も考慮しながら逐次整備を進めていきたいと考えております。

最後に、4点目の計画されている防潮堤工事の進捗状況と工事の完了時期ということについてであります。当町においては19漁港全てについて防潮堤の設置あるいは復旧を計画しております。現在、4漁港について工事を着手しており着手率21%となっております。残りの15漁港においても地元からの同意を得て平成29年度中には全ての漁港において工事に着手し、

平成30年度末の完了を目標に進めているところであります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） それでは、順を追っていろいろ質疑をしていきたいと思ひます。

まず、物揚げ場についてはただいまの答弁ですと検討を初めタラップ対応を考えていくという明い答弁をいただきました。一応、漁港で作業をしている方は震災を乗り越えていろいろ事業を大きくやろうと思ひて頑張っております。それも震災から5年という形になって一生懸命頑張っている方も年齢も5年過ぎていますので、5歳とっているという中でございますので、対応については早目の対応が必要かと思ひますが、取りつける時期というのはいつごろからなるのかその辺を伺っておきたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 乗船、下船についての対応ということについては多分タラップしかないのかなと思ひております。荷揚げについてはクレーンをおつぎしていただくということになるかと思ひます。

ご承知のように、先ほどもお話ししましたが、今回の東日本大震災で約70センチメートル沈下をしました。その後1カ月余りで17センチほど戻っております。隆起しております。それから5年間で約20センチ近く隆起をしてございまして、約35センチの隆起ということになります。今後もそういう状況が続く可能性がまずあるわけでございますので、その中で我々として対応できるということになりますと、こういったタラップを利用するしかないと思ひますが、その設置時期等については担当の課長から答弁させたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） それでは、私から時期についてご答弁申し上げます。これのタラップの設置ですが、タラップ自身結構高いものでして、なかなかこれも単独費というのでは整備が難しいのかなと思ひております。現在これを整備ができるのは復興交付金の中で整備ができるような対応をしたということになっております。それについて具体的にどういうことでどうしたらできるのか、あるいは間隔がどうであるのかといったことについては、またきちとしたことが、我々も使っておりませんので順次復興庁とも相談をしながら計画を進めていきたいと思ひております。何にせよできるだけ早いこと整備ができるようなことを考えていきたいと思ひております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） それでは、できるだけ早目の対応ということ、あすにでもできればやっ

てもらふ形が一番かと思えますけれども、ひとつ早目の対応でお願いしたい。

それから、今町長が物揚げについてはクレーンしかないのかなというお話もいただきました。確かに、乗船その他はタラップが一番だと。ただ、荷を揚げるのにはそのように高くなったものですからクレーンが必要になろうかと思えます。大きな物揚げ場についてはクレーンが設置されている場所があるんですが、やはり小さい場所、その辺の対応、復旧では対応ができないという話も随分聞いてありますが、新規にそういうクレーンも考えてもらえるのかどうか、その辺を伺っておきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） それではクレーンの設置ですが、クレーンについてはいわゆる漁港施設ということで整備対象にはなっておりません。現在設置されております半分ぐらい設置をされておるんですが、これについては漁協を通して補助なりで整備をされているとお伺いしております。これについて、またご相談をしていただければと思っております。

クレーンについて、物揚げ場をかさ上げいたしましたときにクレーンが低くなって使えなくなったというものにつきましては物揚げ場を整備する段階で補償工事として整備をやり直しております。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 今、理解しかねたんですが、クレーンはつけてもらえるという解釈でよろしいんですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） 漁港の工事としては整備ができない。ですから、漁協さんなりの補助なりで整備をお願いしたいということでもあります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） それでは、クレーンにつきましては漁協さんに申し込めばそれなりの対応ができると、そういう考えでよろしいんですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） その辺のところについては、私もはっきり詳しいことは存じませんのでまた勉強させていただきますので、ご相談していただければと思えます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に事業主体については漁協ということになります。申請といいますが、設置をするということになれば国の補助等含めてそこに入っていくということになりますので、考えればまず漁協がどの市場に、漁港にクレーンをつけるかということについて漁協でいろいろ検討していただいて補助をつくということになろうかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） わかりました。それでは、それぞれの要望する漁港については漁協さんと協議させるような形をとっていきたいと思います。

とりあえず、物揚げ場においてはタラップ等は随時それなりに予算次第で対応していただけるという形でよろしいわけですね。

それでは、船揚げ場の先端も一応改良方向を考えていくという答弁でよろしいわけですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） 船揚げ場につきましては、災害復旧工事の途中からこういう問題が生じておりまして、これについて対応ができるものについては工事中でありますと非常に対応がしやすいんですけども、できてしまったものをやり直すということになりますと大変難しいことになりますので早期の対応ということで単独事業を無理やりお願いしたり、それから先端部が残ってございましたらそれを使って後ろへ伸ばして整備をしたというところが幾つかございます。それ以外に今のところ余り聞いておりますのは2カ所ほどそれ以外も聞いておりますので、それらについてはまた地元の方と相談をしながらどんなやり方をするのかと。今も既にものができておりますが、重機が乗るといったことは非常に難しいものですから、どんなやり方でやるのかといったことを相談しながら考えていきたいなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 前向きの方角だということを受けとめて2番目の船揚げ場の先端捨て石露出については終わります。

3番目ですが、かさ上げされて現況対応で整備していくというお話をいただきましたが、状況につきましては防波堤を70センチほどあるいは場所によってはそれ以上かさ上げしている場所がございます。そこは波浪時にはかさ上げして当たった分の1波が相当厳しいんですね。高く波が内港に発生してくるという関係で内港に船もつけておけないという状況のようであります。ですので、私思うのには防波堤と同時に消波施設も整備されているところと、整備

というか、復旧されたところと復旧されていないところが見受けられております。ですので、復旧ですので防波堤もかさ上げすればそれなりに消波も整備しなきゃいけないという形だと思うんですが、その辺の考えについて伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど申しましたように農山交付金事業で認められた漁港は石浜と稲淵、この2つの漁港は国の予算も内定してございますので、ここは取りかかることができると思いますが、それ以外の漁港についてはまさしく先ほど申しましたように財源の問題等ございますので、我々もそうですが、地域を挙げてこの問題に取り組まないとなかなか予算措置も含めて厳しい状況かなと思いますので、我々も頑張りますが皆さん方といろいろお力をいただきながら取り組んでいきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） 消波ブロックを置いてほしいという話は非常にたくさんございまして、復旧のときにここにもあったはずだ、ここにもあったはずだというお話はたくさん聞くんですけども、今となってはそれもなかなかそれがあったという証拠というんですか、そういうものを求められまして写真もない、グーグルの昔の写真なんかも調べるんですが、なかなかここにあったでしょうと言えないということがあって皆さん方の印象とは大分違ったことになっているところがあるかと思います。

同じように高さは上げたんですけども、波浪時にはたくさん越えるという声は聞いております。私どもも呼ばれて話を聞いているときに実際頭からかぶった職員がおるということがありまして、何かしないといけないんだというのはあるんですけども、先ほどから言っていますようになかなか安いものではありませんので、予算的に話ができきたらということではしていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） やはり、残された地元の方たちはそれで大分苦勞しているような形でございます。波が来るたび背後地まで流出してしまう。その都度背後地まで整備していかなきゃいけないという形でございます。ですので、何らかの形、単費では難しいというものの今回も防潮堤も計画されていると。そういう中において何らかの片側に予算措置をできないかという考えはどのようなものでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） 背後地等、掘れてもというところが

あるかと思えます。私どもそういうことがありますので毎回これに予算を使うのももったいないという話でございますので、これにつきましてはもともとあったところについては復興交付金の事業がございますのでそれで舗装を背後地の舗装等をやっていきたい。県からの補助金等もありますので、そういうものを使って舗装については進めていきたいなと思っております。

防潮堤とあわせて何ぼかプラスアルファで予算つけられないのかというお話かと思えますけれども、なかなか防潮堤自身が海のそばにつくというのが割と少ない、役場のほうの防潮堤については少ないものですから、その辺のところをお願いをしづらいというところがございまして、防潮堤ではというのが実際のところであります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） なぜそう私言うのかといいますと、4番目の防潮堤にも絡んでくる形でございます。というのは、防潮堤の用地の方々がやはり漁港を守っているという形でございますので、防潮堤絡みで消波等の対応がそちらにも考えてもらいたいという意見も大分ありますので、それを今ここで述べている形でございます。

そういう用地絡みもありますので、ひとつその辺のやつ、何らかの形で対応もできないかと思えます。再度お願いしたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） 状況につきましては私も十分に承知をしておるつもりでございます。そういうことで何らかのことが図れるようでしたら機会を捉えて努めてまいりたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） それでは、防波堤についてはとりあえずいろいろ頑張ってくださいという形になろうかと思えます。よろしく願いしておきます。

それでは4番の計画されている防潮堤工事の進捗状況と工事の完了時期について伺いました。4漁港が発注されて21%だとお話を聞きました。その発注箇所については今回議案163号に上がってきているんですが、出来高といいますか、変更されて完了工事なると思うんですが、それが45%ぐらいで完了だと。この内容についてお話をいただきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） これは寺浜の防潮堤でございます。防潮堤4件発注いたしましてそのうちの1本でございます。これは、現在事故繰越の予算に

なっておりまして、今年度で一応精算をつけなければならない状況になっています。いわゆるお金としてですが、でき方として45%程度というのが何でまあそんなようになったんだというお話かと思えます。一つは一番南側になるんですか、小さい陸間をつくっておるところですが、ここにつきましては国立公園の2種の特別区域に指定をされております。これの解除、ここの中でその行為をしてもよろしいよという許可を受けるのに時間を要しておりまして、これについて現実的には本年度内ではできないという状況になりました。

もう一つ、反対側のいわゆる乗り越しタイプの防潮堤であります。ここにつきましては防潮堤をつくったりするときに対岸へ行く道路の通行どめをしなければならない。工事をしますとそこは通れなくなるということでございます。その協議について時間を要してしましまして10月くらいまで工事ができなかった。許可が、日付は忘れましたが、かなり遅くまで許可がいただけずに影響しました。

その影響もありまして全体の工事ができなくなってしまったということで45%という出来高になったものであります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） それでは、完了でなく繰り越しになるという考えでよろしいんですね。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） 完了ではありませんが、事故繰越分として完了扱いにして精算をする。残り分については同じ業者の方に随意契約で発注をするという形にしたいと思っています。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 一応、この工事については28年3月からの工事だったんですね。そして今回12月で9カ月ですか、大体。その間に国立公園の許可とかなかなか受けられなかった。その辺のこと、発注時期には読めなかったんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） 何と言ったらいいかわかりませんが、ものがというか、法規制があるということについては我々も十分な認識がありました。ですから、何もなければこういう形での発注はなかなかしないのが普通なんですけれども、私どもの予算の状況につきまして決算でありますとか常におしかりを受けておりますように、たくさん予算について繰り越しをし、流し、新たについて流すという状況になっておりまして、現実的には被災後近くでありますれば割とそれも認められてきたのであります。だ

んだん世の中落ちついてきましたので予算の消化というものについて、消化しなさい、使いなさいという話が非常に強くなってきていまして、それに対応するためにも多少の無理はしても発注をせざるを得なかったというものであります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） そういう条件のもとに発注したという形になると、やはり請け負った方たちは何ていいますか、仕事ができなかったという形になる。そうすると約款という形がありますね、契約の内容で。その中では違反になるのではないかと思います、いかがでしょう、町長。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） その点につきましては、一番最初とって話をする段階からこういう状況にあるのでご容赦を願いたいということは正直申し上げましてお話をさせていただいているということでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 約款の16条に、例えば今は国立公園の許可ということなんですけれども、その中には工事用地等の確保ということで上がっております。その内容については甲乙とあるんですが、乙が工事の施工上に必要な日までに用地等の確保ができなければならないという約款、契約があります。用地も許可も国立公園の許可もそれと同じでないかと思うんですが町長、いかがなものでしょう。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 工事に必要な土地等については発注者側で準備をするというのが載っているかと、それが原則だと思っています。当然、契約上現場に技術者の配置、代理人を配置するという事で兼務ができないということであればそういう方たちの人件費の問題が発生してくるだろうと思っておりますが、通常長い場合は中止命令等出してそこに張りつかなくてもいいよという措置をとりながら経済的な損失を防ぐのが普通手続きをしております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） この工事については、中止命令その他出していたんですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） この工事については出しておりません。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

- 2番（佐藤正明君） そういう状況のときはどういう形になるんでしょうね。
- 議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。
- 建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） この工事のときは、いわゆる国立公園でできない場所と国立公園がかかっていなくてできる場所というのがあります。そののできる場所のところがあるものですから、無理をすればというか、そちらで工事をすれば工事はできていたというか、工事のやれる分があったということですから、全面的にそこで中止をしてやめて待つておる必要はなかったということでもあります。
- 議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。
- 2番（佐藤正明君） その工事だけやって4,200万円程度ができた。先ほどは、ことし3月から今回12月でそういう出来高が出てきたという形ですが、その間これだけの工事しかやれなかった。あとは工期は恐らく3月までだったと思うんですけども、できない期間はある程度補償も考えられるんでないかなと思うんですが、その辺の考えは、どうなんでしょう。
- 議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。
- 建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） 全くできなかったという期間としてはなかったと考えております。図面がないものでわかりにくいんですけども、自然公園がかかっていてできない部分についてはできないけれども、そちらと反対側のことしでき上がった部分については工事ができていた。できる部分があったということです。
- 議長（星 喜美男君） 佐藤議員、質問の趣旨がずれていっていますから。（「はい、わかりました」の声あり）佐藤正明君。
- 2番（佐藤正明君） 少しおかしくなっていましたけれども、一応そのほかにおいても工事中止もかけている現場等はあるんですか。
- 議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。
- 建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） はい、かけた現場はあります。
- 議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。
- 2番（佐藤正明君） その場所については補償は考えてあるんでしょうか。
- 議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。
- 建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） これについても業者の方とはお話をさせていただいて一応これで納得をいただいていると思っております。
- 議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。
- 2番（佐藤正明君） 業者は納得したという形によろしいんですね。わかりました。

といいますのは、今度防潮堤、新しく発注されるのが17カ所ほどあるんですね。11月に公示されているという中でございます。5年もかかって17カ所今から発注される。何で5年といえますか、震災後5年なんですけれども、こんなに時間がかかっているのかなど。といいますのは、防潮堤計画出た時点でそこに用地携わる人は既に諦めて用地は買収してもらってもいいという方たち何人もいます。5年も過ぎて何も動きがないとなるとやはりその方たちだって気持ちが変わってきますので、今さら何やということがありますので、今後の工事には大分支障が出てくるのではないかと思います。そういう中で、今回計画されている17カ所については用地問題関係については問題がないのか、その辺を伺っておきます。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） 用地関係で問題がないのかという、問題自身ははっきりと個人の方と交渉したわけではありませんので、その部分についてこの方とこことこことで問題があると、こういう形でかかりますけれども、よろしくお願ひしますという話はずっと今まで全部やってきましたので、その段階でなかなか会えないでありますとかそういう方は何名かおいでになる。それ以外にもある程度共有地であるとかいう話は何筆かあるというのは認識しております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） そのように協力的な方たちは年数たつと気持ちが変わると思いますが、何ていうんですか、その時点で仮契約とかそういうのは確約とかそういうのまではやっていないという形ですね。

町長、どうですか。地主さんが気持ちが変わってしまってそこに防潮堤ができなくなってくる可能性が大分その地区地区ではあるような考えですが、その計画についてはどのように思っていますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 直接地権者の方と私お会いしたわけでございませぬので逐一それぞれの方々がどうのお考え、あるいはどういうふうにお考え方が変わったのかということについて私から直接お話しできるものはございませぬが、しかしながら今お話のように当初了解をいただいた方が5年もたつてなかなか進まないということになりますと、思いも変わってくるというケースもあると思いますし、またその逆のケースもあろうかと思ひます。いずれ、時間がこれまで経過をしてきたということを見れば、この事業についてはしっかりと急いで取り組んでいく必要があると私としては思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） それでは、町長早目の対応でひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

数が多過ぎますので一応それなりに発注も大変ですし、やるほうも大変だと思うんですが、とりあえずいつ何時津波が来るかわかりませんので、早目の対応でお願いしたと思ひます。

私は一般質問は簡単に終わりますので、とりあえず今1問については1件目については終わらせていただきます。

○議長（星 喜美男君） ちょっとお待ちください。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は2時25分といたします。

午後2時11分 休憩

午後2時24分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤正明君の一般質問を続行いたします。佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 2件目に移ります。

2件目の質問事項については緊急時にでも道路網整備について。（「に、要らない」の声あり）質問相手は町長になります。質問要旨、11月22日の福島沖の地震で津波警報が発令。各路線が通行どめになった。緊急時にでも対応できる道路網整備や改良工事を考えては。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2点目のご質問にお答えさせていただきたいと思ひますが、平成28年11月22日に発生いたしました地震によって地震後間もなく宮城県地方沿岸に津波注意報が発令されたことに伴い、直ちにはまゆり大橋を閉鎖いたしました。その後8時10分ごろ津波警報に切りかわったことを受けまして、国土交通省と宮城県においては防災計画に基づいてそれぞれ管轄する路線の通行どめ措置をとりました。

一方、現在町内の幹線道路として三陸沿岸道路の建設が進められており、先般10月30日には待望の志津川インターチェンジが開通いたしました。今後の予定といたしましては、今年度末に仮称南三陸海岸インターチェンジ、平成29年度、平成30年度にはそれぞれ仮称歌津インターチェンジ、仮称歌津北インターチェンジが開通する予定となっており、これらインターチェンジ間の開通によりまして有事の際においても通常交通の確保及び緊急輸送路の確保が可能となります。また、国道45号、国道398号及び沿岸部の県道につきましても、戸倉、志津

川、歌津地区におきましても改良工事が進められておりまして、あわせて各地区海岸の防潮堤工事、主要河川の護岸工事も進められております。さらに主要道路を介し各地区へ連絡する道路として町管理の道路整備も重要であることから、現在社会資本整備総合交付金を活用して沿岸部の平磯地区、荒砥地区から国道45号に接続する道路改良事業を実施中であります。

今後につきましても、災害時に活用された路線及び平成25年度に作成しました整備計画に基づきまして、住民の皆様の安全安心及び緊急時の避難路並びに物資等の運搬を確保するため町内各地区を接続する路線の整備を進めてまいりたいと考えておりますが、整備するに当たっては解決しなければならない課題もありますので、それらの課題解決に向け検討していきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 各管轄によって通行どめにされたという形の答弁をいただきました、22日については。そのとき、三陸道もとまってしまったんですが、ただいまの答弁ですと志津川インターへのアクセス道路を通じて45号につながる。その道路は今回そういう緊急等に警報等について通行どめにはならないという形よろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 確認をいたしました。短時間は通行どめになるということであります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 一応、アクセス道路と三陸道の連結ですか、それは予定では29年3月ということになっております。ただ、今見た状況ですと予定ですので、前回も三陸道の開通28年度中と言っていたのが御存じのとおり10月30日に開通がなっていると。そのように、思いがけない形で延びる形があると思うんですが、延びた場合とかまだ12月ですし3月までの間にはまだ期間がございます。その間にもまた地震が起きて警報等が出た場合にはどのような今後考えていくか、その辺を伺っておきます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） まずもって三陸道でございますけれども、三陸道、大きな地震がありますと基本的に安全確認をしなきゃならないということで一旦通行どめにはなります。安全確認終了後交通開放となると思われます。

というのは、当地方は比較的地盤は堅牢でございますけれども、登米市のほうに行きますとかなり軟弱地盤の上につくられているということで、地震によって段差が生じるということも考えられますし、また当町においてももしかするとそういう箇所があるかもしれないとい

うことで一旦通行どめをして安全を確認させていただきたい。その時間だけはなります。

一般国道につきましては、当然前回の津波によって浸水区域の表示がそれぞれされております。基本的には、あのラインより低い場所については通行はできないという措置をとるということでほぼ決定しておりますので、当面大きな盛り土をしたとかそういう地形的な変化がない限りはこれまでどおりの対応になるかと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 三陸道のなにはわかったんです。一応状況を見てから開放するというお話なんですが、まだ開通していない路線の間にまたそのように警報とか鳴ったときはどのようにするのか。それをさっきお話ししたと思うんですが。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 例えば、海岸インターが供用開始するまでの間という意味でしょうか。基本的には、これまでどおりの対応になると思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） ですと、この間の11月22日のとおりになってしまうと。そのとき、私気づいたんですが、私入谷ですが。入谷からは役場とか病院等については全然来れなかった状況でした。前に私も一般質問でやらせてもらったんですが、緊急時45号とかその辺解除していますので、緊急のときには山手の磯の沢路線とかその辺を考えていただきたいと言った記憶がございます。今回も私ならず恐らく当然戸倉も来れなかったと思いますし、また歌津の方々も役場とか病院には来れなかったと思います。そういうときの発生したときのことを考えていましたが、町ではどのように考えているのかお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 津波警報が出て何としても役場に来なければならないということについてはご勘弁をいただきたいといえますか、通行禁止と当然なりますので、そこはひとつご理解をいただきたいと思いますが、今ご指摘の磯の沢線とかあるいは代替路線の整備につきましては町としてもこれからいろんな考え方をもちながら整備をするという考え方がございますのでいずれ当面はそういう形で工事があちこちで進んでおりますので、中央環状線になりますが、あれが完成しますと基本的には旭ヶ丘から西団地、中央団地、東団地という中で移動はできてこれますので、これも早晩完成を目指して今工事中でございましてさまざまな避難道整備については町としても進めてございますので、しばしお待ちをいただきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） わかりました。とりあえず今工事中の関係上いろいろ考えているというんですが、西から来るのはいいと思います。東のほう、歌津方面から来るのは津波のときはお許しくださいと言いますが、津波ならず警報が出た時点で病院とか例えば火災が出たときに消防車とかそういうのが移動できる道路が恐らくなくなるんじゃないかなと思うんですが、その辺についてお願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分ご承知だと思います。今名前を忘れて聞いていましたけれども。県道馬籠線がございます。これは基本的に内陸を通っていくということで東日本大震災のときも大分馬籠線をお使いになった方がいらっしゃいます。ただ、ご承知のようにすれ違いができないということ冬期間の閉鎖というのが、現在もそういう状況でございますのでこれは東日本大震災のときも県に拡幅含めてお願いしたケースがございますが、残念ながらなかなか前に進まないという現状でございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 済みません。町長に報告しない部分がございました。

一昨年馬籠の地区、弘川地区の方から、それから入谷の区長さん方の連名だったと思いますけれども、土木事務所に要望書を提出していただいております。昨年度からすれ違いができないとか、そういう狭隘箇所の改良に着手をして現在計画をまとめているという状況でございます。今後は用地の取得等含めて地域の皆様にご協力いただきたいという段取りでございいます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） わかりました。県道はそういう形だと。町道については徐々に整備をしていくという形でよろしいですか。

なぜそう思ったかといいますと、震災のときを思い出して思ったんですが、やはり大沢線、あそこは本当に命の道路のような気がしました。先日通ったっけ、軽トラでやっと通れたような形でございますので、早目の整備をお願いしたいと思います。

そのほか、各路線、他町につながる路線とか、そういう道路もございます。今回、長雨で大分やられているところが結構あります。そういう路線等については確認されてあるかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それぞれ、雨の後パトロールをしながら現地を確認させていただきまして、復旧に必要な予算につきましては今後議会に提案させていただいているという状況であります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 前に一般質問したとき、他市、南三陸町と登米市、気仙沼市に町としてつながっている路線は何本ありますかと言ったときに、2本あるということをお聞きしました。1本は歌津から気仙沼に1本ある。あとは入谷から登米市につながる町道が1本ある。その路線、大分流されていますし、あとは松くいで大分危険な路線になっております。その関係等は把握しているかどうか伺っておきます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 歌津から気仙沼についてはグリーンロード、広域農道がありますので1つの完成路ができていると理解しておりますし、登米市に向かう弥惣線につきましては現在も砂利道でしかも急勾配だということでなかなか維持管理には苦勞しているという状況でございます。松くい虫の被害木については一本一本、申しわけありませんが私は把握はしておりません。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 実は、先日こういうことがございました。前から松くいのことで私いろいろお話しした記憶があるんですが、林際地区で松が倒れて電線に引っかかって半日以上通行どめになりました。その状況を見ますとやはり松が枯れているのはわかるんですけども、根っこまで枯れて根むくりでした。偶然にもそこを通った車がなくてよかったんですが、いつ何時そういうことが発生するかわかりませんので、とりあえず松くい等が発生している場所は個人のものだから手をかけられないというお話もいただいてありますけれども、やはり道路管理しているほうでもある程度地権者に話をするというか、そういうアクセントを起こさなきゃならないのかなと思うんですが、今の考えはいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 松くい虫のほとんどが、民有地にあることになっておりますので、当然道路管理上道路区域から離れた分は個人の処理に該当するんだろうとっております。議員おっしゃるように、道路管理者とすれば危険であるので伐採なり駆除をしていただけないかというお願いが第一歩だと思います。それをしてから、当然費用等も発生しますので、その辺を踏まえながら所有者の方がどのように判断されるか、それによって町の処理の仕方

も変わってくるんだらうと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 先日の倒木によっては結構な被害だったと思います。電線に引っかかってそれだけで済むのかなと思ったら、電柱まで折れました。そのときの賠償というのはどちらに来るんでしょうか。地主さんなんですか。それとも町のほうなのか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 所有者は個人でございますので、私もその辺は詳しくないんですが、基本的にはかなり強い風が吹いたということで数カ所で倒木があったらうと思われま。そういうときそれは個人の過失によるものなのか、枯れていることがわかって放置をしていたのか、枯れていなかったものが倒れたのかによっても多分対応が違ってくるんだらうと思います。そこはこちらで判断というよりも、電力さんなりN T Tのご判断になるので、なかなか私としてどうなるかというのは相手のご判断に任せるしかないかなと思っています。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） そうしますと、電線については電力とかN T Tの判断だと。道路については町の判断になるかと思うんですが、それがなくて道路に落ちた場合町ではどのように考えるのか。その辺も伺っておきます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 道路開放しなきゃなりませんので、路面にあるものは町で撤去をいたします。ただ、撤去するんですが、木そのものは個人のもので町が勝手に持ち去ることは原則できませんので、その処理をどうするか、これも所有者さんにご相談しなければならぬということになるかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 処理は地主さんになるかどうかわからないというんですけれども、撤去の部分は町で撤去、手を出すという形でもよろしいんですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 原則、路面にあるものは路面の外に移動することは町で行います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） わかりました。そういうことでしたら、ますます地主さんは手をかけないでいるのかなと思います。ですので、そういうことのないように早目に地主さんとかを調べていろいろ協議等も必要でないかと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） これまで、同様の事故等の裁判結果等いろいろ読ませていただいていますけれども、多分道路管理者とすればまずもって声がけをすることが第一歩だと感じておりますので、なかなか全ての木を見つけるというのは難しい点がございますけれども、皆様方の情報をいただきながら適宜対応したいと考えています。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） それでは、わかりました。いろいろ情報は提供いたしますのでそれなりの対応をひとつお願いいたしまして一般質問を終了させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 以上で、佐藤正明君の一般質問を終わります。

通告5番菅原辰雄君。質問件名、1駐車場の適性利用について。2被災しなかった内陸部の農業振興は。以上、2件について一問一等方式による菅原辰雄君の登壇発言を許します。11番菅原辰雄君。

〔11番 菅原辰雄君 登壇〕

○11番（菅原辰雄君） 11番菅原辰雄は議長の許可をいただいたので一般質問を行います。

町長に、駐車場の適性利用について伺います。

東日本大震災から5年9カ月、壊滅した志津川の旧市街地もかさ上げ工事も進み、先行町開きエリアでは3月3日オープンを目指して建設工事が進んでおります。このあたりを通るたびに少しずつだが変わる景色に確実な復興への歩みを感じているものであります。

さらに、国道沿いに区画されたスーパー工場、商店などの建設予定地を見るにつけ、自分なりに建物の形、色彩、大小など勝手なイメージを描いております。そのことは皆さんもさまざまであろうかと思えます。その区画一つ一つにそれぞれの思いのこもった建物が建ち、空間も埋まり町並みかと楽しみにしている一人でもあります。

そこで気になることの一つに駐車場の利用についてであります。それぞれのコンビニ、スーパーを初め官民間問わずその施設には駐車場が設置されます。全国的に駐車場の利用について問題が言われています。その一番に、障害者用駐車スペースにいわゆる健常者が駐車し、障害を持ち本来利用できる人が利用できなく大変不便をこうむっているということでございます。

それらを踏まえて私は9月議会において現在の役場駐車場についてお聞きいたしました。全体の駐車台数に対しての障害者用駐車スペースが多いと感じているが、設置基準は、根拠はと聞きしましたが、その時点では明確な答えはいただけませんでした。そのような問題課

題については国でもさまざまな対策を講じているようではありますが、町としてどう捉えてどのような方策を講じていくのかをお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、菅原辰雄議員の駐車場の適性利用ということについてお話をさせていただきますが、障害者等の専用駐車スペース施設につきましては高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく省令により定められた基準を踏まえ、整備を行っているところでございます。省令に定められた基準というのは、建築物、役場庁舎、災害公営住宅等の場合ですが、全駐車台数が200台以下の場合には全駐車台数の50分の1以上ということになりますので、4台ということになります。全駐車台数が200台以上の場合には全台数の100分の1に2を加えた数以上ということになりますので、4台以上ということになります。ただの駐車場については1以上ということにされています。

現状では、ご承知のように役場の現庁舎の駐車場には60台分の駐車場があるんですが、身障者用として5台設置をさせていただいているところであります。本町におきましては、これまで本件数に関する苦情等がなかったことから利用者のモラルが高く適切に利用されているものと認識をしております。また、今後整備を行っていく役場新庁舎、復興祈念公園、志津川、伊里前の各商店街の駐車場につきましても看板表示を設置するなど一目でわかりやすい障害者等の設置駐車スペースを確保してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今、町長に答弁をいただきました。先ほどそこで話したように9月議会では明確な答弁がなかったわけでありまして。駐車台数いろいろな省令で定めておって、4台以上、5台なら適正。余分にある分には私は結構で文句言うつもりはさらさらございません。ただ、質問した時点において明確な答えがなかった。行政としてそれでいいのかという思いをいたしました。皆さん、いろいろなことやるときにいろいろな決まり、宣伝、それらを前例とした話をいたしますが、そういうのが明確にあればあえて言わなかったんですけども。

それでこのたび改めて役場にそういう苦情はなかったということでございますけれども、町内にそんなに多くはございません車椅子利用の方に伺いますれば、私がとめたくてもとめられなかったということは多々あります。ただ、その方が役場に申し出ていなかった。あるいはこの前もお話ししましたけれども、他の施設ではいやいやそんなこと言ってはだめだよ、そんなこと言ったら仕返し食うから、そういう話もされたと聞いております。そういう現状でございます。全体数としては利用者の方が少ないのは承知しておりますけれども、そうい

うところまでいろいろ調査しながらやっていけばいいのかなと思います。

そうして新しい病院も建設されました。省令というかそれであれだと障害者用スペースはできるだけ平たんな位置、平たんなところという規定があるようでございますけれども、病院の駐車場って何かあの辺、薬局のほうに向かってちょっと斜めに勾配になっているような思いがしております。これは努力目標なのであえて、それでもいいのかなとは思いますが、そういうのとあそこも結構な駐車スペースがございます。障害者という言葉は好きじゃないんですけども、そういう方々の施設、一応車椅子マークのところの外から見ると明らかに健常者あるいは軽トラに作業道具を積んだ車もまま駐車しております。新病院開設して間もなく1年になりますけれども、同じ人かもしれませんが、私もとめられなかった、そういう話も聞いております。

設置した側からすれば設置したからそれでよしでなくて、常日ごろからの利用状況なるものも把握すべきだと私は考えますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） 障害者用の駐車場に一般の健常の方が駐車されている事例が散見されます。当院で受診をなさっている患者さんの中で、これは完全に車椅子専用の駐車場が必要だという方には許可証なるものを発行して対応するように先日指示をしました。それ以外の方が適正な駐車かどうかを判断できるような形で指示をしておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 指示をしたということはもうそれは動いているということですね。わかりました。そういう対応が必要かと思います。

ちなみに、前回もお聞きしましたがけれども、町内で車椅子を利用して自動車を運転している人が何人いるかそういうお話もお聞きしましたがけれども、それはちょっとわからなかった。多分今も首を横に振っているからこれも確認できてはいないと思うんですけども、そういうのも細かいことですが、把握しながらいろいろ取り組んでいってほしいなと思います。

それこそ、省令とかあれしますと、車椅子の駐車場はできるだけ入り口の近くとか、そういう規定もございます。殊今の病院に対しては車椅子で乗降のスペースはあるように思われますけれども、若干離れておりますが、まあいろんな建物の位置関係とか多々あるのは承知しておりますけれども、我々も駐車場とかの図面示されたときに本来であればそこでこういうこ

とを言うべきだったんですけれども、事後になりますけれども、規定とか省令とかありますけど、それへの対応というのは、確たる違反というわけじゃないでしょうけれども、そういう規定からすれば若干外れているのかと思いますけれども、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 障害者の駐車スペースの考え方ですけれども、基本的には今議員おっしゃるように入り口に可能な限り距離を短縮しなさいというものになってございます。ただ、そこにあっては近ければいいというものではなくて他の自動車の動線との交錯が考えられるところは避けなさいとなってございます。残念ながら病院、ケアセンター入り口についてはバス、自家用車で送り迎えする方の乗降場になっておりますので、余り近づき過ぎるとそれらの交通の支障になるということもございまして現在の位置におさまったということもございまして、ご理解お願いできればと思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） ご理解を言ったってこれはつくっているんですからあとは利用するほうの努力も必要かなと思います。そういう意味で、みんなで注視しながらやっていけばいいのかなと思います。

病院の、今の役場庁舎の車椅子専用ということで本来であれば車椅子専用はゼブラマークが、車本体の駐車スペース、あとは車椅子がおりるように左右に、そういうふうにあると聞いていますけれども、その設置に当たってどういうお考えでどう対応しておりますか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 駐車場の表示につきましては、今おっしゃるように車をとまる部分は2メートル等、ゼブラマークの部分が1.4メートルということで規定されてございますので、その規格に合わせて現地に設置をして、路面に国際共通表示でございましてマークを設置しているという状況です。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） わかりました。それは今の病院はそういう設置方法ということでよろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） その基準に基づいて表示はしてございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） そうすると、バリア新法とかさまざまなことがあるようですけれども、

新しい役場の駐車場、今私なんかが行って見たことないんですけども、まだそこまで行っていないかと思うんですけども、その設置に当たって全体の駐車場台数と障害者マーク、特に今回今話をしたように特に車椅子用と高齢者用、障害者用、それぞれ基準があるようですけども、それへの対応はどのようになっていますか。お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 駐車台数は100台、先ほど町長が申した基準からいくと2台を設置すれば事足りるということになっておりますので、その2台を確保したという状況でございます。それから、なるべく入り口に近いということで本来は玄関脇がよろしいんですが、やはりそこは一般の歩行者の方もいらっしゃいますし、他の交通もあるのでそこは避けさせていただいてございますが、できる限り近いところという設定でございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 全体数が100台で先ほどの基準で2台。これは車椅子専用ですよ。あとは高齢者用とかそういう、それも普通より若干広目にとる駐車場があるようですけどもそれへの対応はどうなっていますか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） バリア新法と言われている中でその規定がございしますが、その中で障害者等という言い方を、高齢者と障害者等という言い方をされてございます。等に該当するのは、車椅子だけではなくて妊産婦、けが人を含む運用になってございますので、今おっしゃったことにつきましてはその2台があればその他の方も対応できるという考え方でございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） バリア新法でいうと、車椅子の方2台あれば高齢者とかそれらも対応できるということね。じゃあ、全体のほかの駐車場の幅というか、どれぐらいになっています。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 先ほど申した規格で車の分が2.1メートル、ゼブラマーク分が1.4メートルということで対応しているということでございます。今回、後で議案として変更契約の議案を提案させていただきますけれども、その中で不足する分については内容を変えさせていただいているという状況でございます。そこは次の単項議案の中で詳しくご説明させていただければと考えています。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） わかりました。

今何でこういうことを言っているかといいますれば、先ほど言いましたように今後新しいまちづくりが進んで例えばさんさん商店街の駐車場がありますよね。それらの対応あるいはコンビニ、個人商店あるいはスーパー、そういうのが出てきたときにやはり政令、省令、それで定まった数は多分皆さんやと思うんですけれども、それらを含めた利用、町内だけでなく宮城県はどうだかわかりませんがパーキングパーミット制度とか、あるいはよその都府県では大分進んでいるようなんですけれども、これも官民皆連携しなきゃできないんですけれども、思いやり駐車場、そういうことでやっていけばいろんなことで新しい町をつくるのであるからある意味先進を行けるのかなと。それこそ子供からお年寄りまで優しいまちづくり、そういう観点で持っていければいいのかなと考えておりますけれども、パーキングパーミット、これについて町としてどういう考えをお持ちでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 済みません。パーミットの前に基本的なことをご説明したいと思います。新バリアフリー法が制定されまして宮城県では誰でも住みたくなる福祉のまちづくり条例というものをつくってございます。その中で具体的に配慮が必要な施設等を規定しておりまして、その整備水準もそれぞれ定められているところでございます。これは公的施設以外にも民間の施設であっても一定規模以上については努力目標という対応になってございますので、今回役場庁舎に当たってはその条例に基づく整備をしたいということでございます。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） そうしましたら、私のほうからパーキングパーミット制度についての概要なり現在の全国での取り組み状況等を踏まえた中で説明させていただきます。

まず、パーキングパーミット制度なんですが、実はこれは平成18年7月に佐賀県で初めて導入された制度でございます。先ほど説明の中でありましたように、地方自治体が障害者なり高齢者あるいは難病患者とか妊婦の方、けが人の方などの申請に基づいて利用の許可証を発行する。発行された許可証を車内部のルームミラーのところに引っかけて外部から見えるような形で表示するというものでございます。現状は先ほど言いましたように18年7月に佐賀県で初めて導入されて、現在全国的に30の府県と2つの市で導入されております。

ちなみに東北地方では岩手県と山形県と福島県の3県で現在導入されておりますが、宮城県においては現在のところ検討中という状態になっております。ただ、パーキングパーミット制度ということ、制度自体は先ほどから出ていますように外部的な障害をお持ちになった方

以外にも内部的な障害をお持ちになった方もとめられるという制度でございますが、なかなかパーミット制度そのもの自体が一般に、まだ国民に周知されていないということでかえってそういうスペースへの駐車に対して混乱を招くという事態も現在出ております。必要としては制度の認知向上とか周知徹底を行う必要があるということで現在取り組みがなされております。以上です。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 先ほど建設課長の答弁でありました宮城県の福祉のまちづくり条例、これも今あるわけですか。今あるの、これからつくるの。福祉のまちづくり条例。あるのね。あるんだけど、済みません、なかなか私も理解していなかったし、多くの方々がそういう方もおられるのではないかと思います。

その中で内部的、だからこの辺が難しいんです。例えば内疾患の方でそういう障害者の等級とか持っていますので、そのためにはいろいろ外から見てもわかりやすいような周知方法を講じるとか、今管財課長がおっしゃいましたように佐賀県で18年7月からですか。全国至るところでやっています。仙台市でも、中に入っていますけれども、何年か前にやってそれはまだほんの小さい活動なんですね。仙台市の区役所の支所とか市役所とかごく一部でやっているようです。それも含めて周知がなされていない。

病院もそういう規格でつくるということでありますので、実は本来であればそれで登録して県がやって各市町村がやれば宮城県内どこに行ってもそれが使えるというか駐車場が利用できる制度になればいいんですけれども、今のところまだないというのであれば、南三陸町で町ではそうなったときにまだまだ限定的ではありますけれども、福祉とかそういうのを先進、インバウンドとか観光面の先進地であると同時にそういう福祉のまちだよということでもいいんですから、取り組んでいくべきだと思いますけれども、今の、現段階で町長はどのようにお考えになりますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） パーキングパーミット制度が議論という前に、大事なのはそれぞれの個人、マイカーを運転する方のモラルが第一だろうと思います。やはり、身障者マークがあるところに健常者の方々が車をとめるということが最低限ないように、そういうモラルをしっかり立ち上げるといいますか、そういうものを持つということが非常に大事なのだろうと思っています。今制度の問題いろいろございましたけれども、今時点でやるやらないということではなくてそういう問題が大事なだろうと思います。町民の皆さんの啓発活動も含め

てそういうお話はしていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 町長、今おっしゃったようにモラルが大事なんです。そのモラルが欠如しているから先ほど言ったように病院の駐車場とかあります。

今、モラルと言えば戻って恐縮なんです、やはりこの駐車場5台分ある。我々を含めそのスペースにはとめない人も結構います。しかし、よそから来た人は、そういう目で見ちゃいけないのかと思いますけれども、とまっています、結構。あそこも埋まっています。それをこっちから見ると自分はそっちにとめてくるだけけれども、ここにとめるよな、あのモラルどうのこうのと、そんな思いをしないわけでもございません。ただ、忙しくてとめる人も、本来はそっちにとめたいんだけど、自分忙しいからといろいろ自分の中で思いを巡らせてとめているかもわかりません。だから、そこ、モラルモラルと言ったってこれはそれぞれの問題というか、であればもっと啓発活動をこういうことにしてぜひこういうスペースは、みんな免許持っていますからそれを知っていると思うんですけども、再度こういうことで町を挙げて周知徹底を図っていくとか、そういう活動をし、さらには今言ったようにパーキングパーミット、さらには思いやり駐車場、これは新しい町になるんですから、今のところだったら少ないんですからこれから開業する方々にもそういうことで示して行って我が町の特性という面でいってもいいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） モラルというお話をさせていただいたのはパーキングパーミット制の悪用をしているケースを一月ほど前ですが、ニュースで特集をしておりました。この制度の許可証を利用して許可証をどなたかからお借りになってくるんでしょうが、その許可証をもらって本来身障者の方々だけがとめられるスペースに健常者の方がとめて買い物とか遊びに行くということでテレビ局がずっとそこを追っかけておまして、そういった報道もございました。ですから、パーキングパーミット制を導入したから全て完璧ということではなくて、要は問題は先ほど言いましたようにそれぞれ個々人のモラル。どういう制度を入れても制度を守らない方はどうしても出てまいりますので、そこが一つ大事なのではないか。そういう意味での私のお話をさせていただいたということです。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今、町長言いましたけれども、そういう意味もあり、何をやっても法の網をくぐるとかそれをかいくぐって使う方はありますから、今回そういう事態もあるのは承

知しておりますけれども、ただ町全体として今後考えていくときには今後の導入とかこれもメリット、デメリット多分あると思うので、その辺も含めてやっていくのがいいのかなと思うんですけれども、再度その辺いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 制度を導入する導入しないということではなくて、検討しないということではございませんが、先進事例も多々あるようでございますので、その辺はしっかりと我々としても調査をしながら町としてどう取り組むのかということについては考えさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 何か、町長の答弁だと後ろ向きみたいに私には感じられます。それについて検討といたって何かもうちょっとそういう方々のためいろんな適用範囲も広うございますので、車椅子だけでなくいろいろなことがありますので、そういう視野に立った考えで臨んでいただきたい。悪いとか悪用するのもあるのを承知の上でそういう考えでまちづくりに臨んでいけばいいのかなと、もうちょっと広げた考えは、町長お持ちいただけませんか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） こういう問題は白か黒かという議論ではなくて身障者の方々のスペース等については町でしっかりと担保するというをお話ししてございますので何も全く菅原議員のお話を否定しているものでもなんでもございません。要は町としても新しくさんさん商店街とか伊里前商店街とか、復興祈念公園とかさまざま大きな台数の多い駐車場が完成していきますが、それぞれにしっかりと身障者用の駐車場はつくっていくということですので、何も後ろ向きでもなくてそういった対応はしっかりと町としてやっていくということの表明でございますので、ひとつご理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 最低限の政令、省令にのっとった形でやっていく。それをだめだと言わないけれども、それが現状維持でもうちょっと町としてこういってもいいんじゃないかということなのでもっと、町長がそうだと担当課だっているいろいろなことで動けないと思うんです。これだって悪くないでしょう、この制度。そういうことでこの辺はかみ合わないんですけれども、今後こういうまちづくりに際してこういうこともあるんだよ、こういう提案もあったよ、こういう制度もあるんだよということで活用しながらもっと大きく捉えて進んでいければそれこそ安心して安全な生活、楽しく生活できるまちづくりになれると思ってあえて言っ

ていますけれども、町長再度。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 菅原議員の十八番の論説が始まってきたとお聞きをいたしていましたが、繰り返しますけれども、別に菅原議員のお話ししていることを私否定しているわけでない、私何回もお話ししておりますように、身障者に優しいまちづくりをしなければいけないというのは、とりわけ壊滅したこの南三陸町でございますので、新しいまちをつくっていく上において身障者の方々が安心して生活できる施設整備を行っていくことについては断言をさせていただきたいと思っておりますので、この辺であとは閉じていただければ大変助かりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 町長、わかりました。そういうことでみんなで協力しながら新しいまちづくりに進んでいけばいいのかなと思ひます。あえて言ひますけれども、決して後ろ向きじゃない、前向きだということわかりました。1点目終わります。

○議長（星 喜美男君） お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明8日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明8日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。本日はこれをもって延会といたします。

午後3時17分 延会

